

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事
工事地名	茨城県神栖市矢田部地先外

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 6月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 7月
2) 事務所名	利根川下流河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026060006	1 4) 単価適用年月	2026年 7月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 7月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	193日間 自 令和 8年 9月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月12日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	鹿嶋地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川下流本川	2 2) 処 分 費 等	1,692
		2 3) 公 告 日	令和 8年 6月11日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸 (矢田部地区)			式	1		81,457,290			
河川土工			式	1		24,460,922			
掘削工 (ICT)			式	1		380,688			
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	880	432.6	380,688			単-1号
盛土工			式	1		1,327,216			
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m3	190	6,703	1,273,570			単-2号
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m3	60	894.1	53,646			単-3号
盛土工 (ICT)			式	1		19,563,885			
路体(築堤)盛土 (ICT)			m3	12,500	546.9	6,836,250			単-4号
土砂等運搬		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		9,399,915			内-1号
積込 (ルース)		土砂 土量50,000m3未満	式	1		3,327,720			内-2号
法面整形工 (ICT)			式	1		2,900,475			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面整形(切土部)(ICT)	粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2	390	900. 6	351, 234			単-5号	
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	4, 470	570. 3	2, 549, 241			単-6号	
堤防天端工		式	1		288, 658				
天端敷砂利		m2	362	797. 4	288, 658			単-7号	
法覆護岸工		式	1		14, 043, 010				
作業土工		式	1		435, 160				
床掘り	土砂	式	1		187, 840			内-3号	
埋戻し	土砂	式	1		247, 320			内-4号	
堤脚保護工		式	1		4, 199, 850				
大型平7張 [〃] ロック	1000×1000	m2	305	13, 770	4, 199, 850			単-8号	
植生工		式	1		9, 408, 000				
張芝	張芝工 500m2以上	m2	4, 800	1, 960	9, 408, 000			単-9号	

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
付帯道路工			式	1		38,046,384			
作業土工			式	1		314,344			
床掘り		土砂	式	1		187,840			内-5号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		115,840			内-6号
整地		残土受入れ地での処理	式	1		10,664			内-7号
舗装準備工			式	1		698,880			
不陸整正		補足材有り 再生クラッシャー RC-40 60mm以上68mm未満	m2	2,080	336	698,880			単-10号
アスファルト舗装工			式	1		11,258,840			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 200mm	m2	1,720	827.3	1,422,956			単-11号
下層路盤(歩道部)		再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 200mm	m2	242	1,202	290,884			単-12号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	4,150	2,300	9,545,000			単-13号
縁石工			式	1		25,774,320			

設計内訳書

工事名	R 7 鈹子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法肩ﾌﾟﾛｯｸ 1:3.0	B500/1000×H250×L2000	m	1,144	22,530	25,774,320			単-14号	
光ﾌｹｰﾌﾞﾙ配管工		式	1		3,318,958				
作業土工		式	1		1,284,717				
掘削(光ﾌｹｰﾌﾞﾙ配管)		式	1		420,580			内-8号	
埋戻し		式	1		721,820			内-9号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		130,320			内-10号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		11,997			内-11号	
配管工		式	1		1,545,441				
配管設置(埋設部)	FEP 管径 80mm 3条	m	570	2,178	1,241,460			単-15号	
埋設標識ｼｰﾄ (材料費)		m	570	533.3	303,981			単-16号	
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		式	1		488,800				
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	900×900×600 鉄蓋T-25	箇所	2	244,400	488,800			単-17号	

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工			式	1		1, 588, 016			
工事用道路工			式	1		1, 337, 116			
工事用道路盛土		4. 0m以上	式	1		571, 612			内-12号
敷砂利		RC-40 敷厚 200mm	式	1		765, 504			内-13号
交通管理工			式	1		250, 900			
交通誘導警備員			式	1		250, 900			内-14号
直接工事費			式	1		81, 457, 290			
共通仮設費			式	1		8, 052, 000			
共通仮設費			式	1		1, 813, 000			
技術管理費			式	1		1, 146, 000			
システム初期費 (ICT)			式	1		1, 146, 000			内-15号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		667, 000			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）			式	1		6,239,000			
純工事費			式	1		89,509,290			
現場管理費			式	1		23,370,000			
工事原価			式	1		197,890,154			
一般管理費等			式	1		31,749,846			
工事価格			式	1		229,640,000			
消費税相当額			式	1		22,964,000			
工事費計			式	1		252,604,000			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸 (太田地区)			式	1		7,307,600			
付帯道路工			式	1		7,289,100			
防止柵工			式	1		7,289,100			
転落(横断)防止柵		柵高 1.1m プレキャストコン クリートブロック建込	m	315	23,140	7,289,100			単-1号
仮設工			式	1		18,500			
交通管理工			式	1		18,500			
交通誘導警備員			式	1		18,500			内-1号
直接工事費			式	1		7,307,600			
共通仮設費			式	1		979,000			
共通仮設費			式	1		97,000			
現場環境改善費 (率計上)			式	1		97,000			
共通仮設費 (率計上)			式	1		882,000			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事	(当 初)				事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費			式	1		8,286,600			
現場管理費			式	1		3,525,000			
工事原価			式	1		11,811,600			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸 (波崎地区)		式	1		47,062,120				
付帯道路工		式	1		47,043,620				
防止柵工		式	1		47,043,620				
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m プレキャストコン クリートブロック建込	m	2,033	23,140	47,043,620			単-1号	
仮設工		式	1		18,500				
交通管理工		式	1		18,500				
交通誘導警備員		式	1		18,500			内-1号	
直接工事費		式	1		47,062,120				
共通仮設費		式	1		4,427,000				
共通仮設費		式	1		432,000				
現場環境改善費 (率計上)		式	1		432,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		3,995,000				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事	(当 初)				事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費			式	1		51,489,120			
現場管理費			式	1		15,060,000			
工事原価			式	1		66,549,120			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤・護岸 (日川地区)			式	1		2,089,961			
河川土工			式	1		269,632			
盛土工			式	1		250,932			
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満							単-1号
			m3	60	894.1	53,646			
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)							内-1号
			式	1		182,160			
積込(ルース)		土砂 土量50,000m3未満							内-2号
			式	1		15,126			
法面整形工									
			式	1		18,700			
法面整形(盛土部)		法面締固め無							単-2号
			m2	40	467.5	18,700			
法覆護岸工									
			式	1		1,084,226			
作業土工									
			式	1		64,586			
床掘り(掘削)		土砂							内-3号
			式	1		4,008			
床掘り		土砂							内-4号
			式	1		23,480			

設計内訳書

工事名	R 7 鈹子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し	土砂	式	1		37,098			内-5号	
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1		902,040				
現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52cm 高さ 30cm	m	13	9,762	126,906			単-3号	
現場打小口止コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	0.2	79,490	15,898			単-4号	
コンクリート(間知)ブロック積	1:0.4	m2	21	31,180	654,780			単-5号	
胴込・裏込材(碎石)	再生碎石 RC-40	m3	4	7,994	31,976			単-6号	
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	1	72,480	72,480			単-7号	
植生工		式	1		117,600				
張芝	張芝工 100m2未満	m2	40	2,940	117,600			単-8号	
付帯道路工		式	1		17,784				
アスファルト舗装工		式	1		17,784				
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	4	1,081	4,324			単-9号	

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未 満 (1層当り平均仕上 り厚50mm以下)	m2	4	3,365	13,460			単-10号	
光ケーブル配管工		式	1		143,385				
作業土工		式	1		48,696				
掘削(光ケーブル配管)		式	1		19,792			内-6号	
埋戻し		式	1		28,904			内-7号	
配管・配線工		式	1		94,689				
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m	47	1,100	51,700			単-11号	
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m	47	506.8	23,819			単-12号	
配管配線附属品		式	1		570			内-8号	
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所	1	18,600	18,600			単-13号	
構造物撤去工		式	1		19,934				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物取壊し工			式	1		16,946			
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式	1			9,510			内-9号
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	4	1,859		7,436			単-14号
運搬処理工		式	1			2,988			
殻運搬	アスファルト殻	m3	0.2	10,710		2,142			単-15号
殻処分	アスファルト殻	m3	0.2	4,230		846			単-16号
仮設工		式	1			555,000			
交通管理工		式	1			555,000			
交通誘導警備員		式	1			555,000			内-10号
直接工事費		式	1			2,089,961			
共通仮設費		式	1			296,000			
共通仮設費		式	1			35,000			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場環境改善費（率計上）		式	1		35,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		261,000				
純工事費		式	1		2,385,961				
現場管理費		式	1		1,051,000				
工事原価		式	1		3,436,961				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸 (石神地区)		式	1		1, 530, 519				
河川土工		式	1		218, 460				
盛土工		式	1		209, 110				
路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	m3	50	894. 1	44, 705			単-1号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		151, 800			内-1号	
積込(ルース)	土砂 土量50, 000m3未満	式	1		12, 605			内-2号	
法面整形工		式	1		9, 350				
法面整形(盛土部)	法面締固め無	m2	20	467. 5	9, 350			単-2号	
法覆護岸工		式	1		680, 895				
作業土工		式	1		43, 078				
床掘り(掘削)	土砂	式	1	1, 336	1, 336			単-3号	
床掘り	土砂	式	1		21, 132			内-3号	

設計内訳書

工事名	R 7 鈹子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し	土砂	式	1		20,610			内-4号	
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1		579,017				
現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52cm 高さ 30cm	m	9	9,762	87,858			単-4号	
現場打小口止コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	0.2	79,490	15,898			単-5号	
コンクリート(間知)ブロック積	1:0.4	m2	13	31,180	405,340			単-6号	
胴込・裏込材(碎石)	再生碎石 RC-40	m3	2.4	7,994	19,185			単-7号	
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m3	0.7	72,480	50,736			単-8号	
植生工		式	1		58,800				
張芝	張芝工 100m2未満	m2	20	2,940	58,800			単-9号	
付帯道路工		式	1		13,338				
アスファルト舗装工		式	1		13,338				
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	3	1,081	3,243			単-10号	

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未 満 (1層当り平均仕上 り厚50mm以下)	m2	3	3,365	10,095			単-11号	
光ケーブル配管工		式	1		47,412				
作業土工		式	1		12,174				
掘削(光ケーブル配管)		式	1		4,948			内-5号	
埋戻し		式	1		7,226			内-6号	
配管・配線工		式	1		35,238				
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m	10	1,100	11,000			単-12号	
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m	10	506.8	5,068			単-13号	
配管配線附属品		式	1		570			内-7号	
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所	1	18,600	18,600			単-14号	
構造物撤去工		式	1		15,414				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物取壊し工			式	1		12, 893			
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下	式	1		7, 316			内-8号
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	3	1, 859	5, 577			単-15号
運搬処理工			式	1		2, 521			
殻運搬		アスファルト殻	m3	0. 2	8, 375	1, 675			単-16号
殻処分		アスファルト殻	m3	0. 2	4, 230	846			単-17号
仮設工			式	1		555, 000			
交通管理工			式	1		555, 000			
交通誘導警備員			式	1		555, 000			内-9号
直接工事費			式	1		1, 530, 519			
共通仮設費			式	1		218, 000			
共通仮設費			式	1		27, 000			

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場環境改善費（率計上）		式	1		27,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		191,000				
純工事費		式	1		1,748,519				
現場管理費		式	1		770,000				
工事原価		式	1		2,518,519				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸 (大倉地区)		式	1		421,664				
河川土工		式	1		133,453				
盛土工		式	1		124,005				
路体(築堤)盛土	2.5m未満							単-1号	
		m3	8	6,783	54,264				
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)							内-1号	
		式	1		59,049				
積込(ルース)	土砂 小規模(標準)							内-2号	
		式	1		10,692				
法面整形工									
		式	1		9,448				
法面整形(盛土部)	法面締固め無							単-2号	
		m2	20	472.4	9,448				
法覆護岸工									
		式	1		58,800				
植生工									
		式	1		58,800				
張芝	張芝工 100m2未満							単-3号	
		m2	20	2,940	58,800				
光ケーブル配管工									
		式	1		175,111				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
作業土工		式	1		63,828				
掘削(光ケーブル配管)		式	1		22,599			内-3号	
埋戻し		式	1		33,480			内-4号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		6,561			内-5号	
積込(ルース)	土砂 小規模(標準)	式	1		1,188			内-6号	
配管・配線工		式	1		111,283				
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m	55	1,157	63,635			単-4号	
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m	55	515.6	28,358			単-5号	
配管配線附属品		式	1		570			内-7号	
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所	1	18,720	18,720			単-6号	
仮設工		式	1		54,300				
交通管理工		式	1		54,300				

設計内訳書

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員		式	1		54,300			内-8号	
直接工事費		式	1		421,664				
共通仮設費		式	1		61,000				
共通仮設費		式	1		9,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		9,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		52,000				
純工事費		式	1		482,664				
現場管理費		式	1		212,000				
工事原価		式	1		694,664				

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2. 0km以下	m 3	13, 230	710. 5	9, 399, 915			
合 計					9, 399, 915			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

第 4号内訳書
埋戻し

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	60	4, 122	247, 320			
合 計					247, 320			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

第 5号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	80	2, 348	187, 840			
合 計					187, 840			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

土砂等運搬
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2. 5km以下	m 3	80	1, 448	115, 840			
合 計					115, 840			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

第 7号内訳書
整地

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	80	133. 3	10, 664			
合 計					10, 664			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外

]

掘削(光ケーブル配管)
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	170	2, 474	420, 580			
合 計					420, 580			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外

]

埋戻し
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し・締固め（光ケーブル配管工）	全ての費用	m 3	140	3, 613	505, 820			
敷砂，保護砂（材料費）		m 3	90	2, 400	216, 000			
合 計					721, 820			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

第 10号内訳書 土砂等運搬

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2. 5km以下	m 3	90	1, 448	130, 320			
合 計					130, 320			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外

]

第 11号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	90	133. 3	11, 997			
合 計					11, 997			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外

]

工事用道路盛土

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	480	252. 1	121, 008			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2. 0km以下	m 3	480	710. 5	341, 040			
路体（築堤）盛土	4. 0m以上 20, 000m3未満 無し	m 3	430	254. 8	109, 564			
合 計					571, 612			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市矢田部地先外]

第 13号内訳書
敷砂利

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷砂利	補修剤有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	m 2	960	797. 4	765, 504			
合 計					765, 504			

交通誘導警備員

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	13	19,300	250,900			
合 計					250,900			

一式当たり内訳書

第 15号内訳書

システム初期費 (ICT)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	ブルドーザ	式	1		548, 000			
合 計					1, 146, 000			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市]

交通誘導警備員
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	1	18,500	18,500			
合 計					18,500			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市]

交通誘導警備員
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	1	18,500	18,500			
合 計					18,500			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先]

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 22. 5km以下	m 3	60	3, 036	182, 160			
合 計					182, 160			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先

]

第 2号内訳書 積込 (ルーズ)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	60	252. 1	15, 126			
合 計					15, 126			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先

]

第 3号内訳書 床掘り(掘削)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m 3	3	1, 336	4, 008			
合 計					4, 008			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先

]

第 4号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	10	2, 348	23, 480			
合 計					23, 480			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先]

掘削(光ケーブル配管)
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	8	2, 474	19, 792			
合 計					19, 792			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先]

配管配線附属品
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ベルマウス	F E P 5 0	個	1	570	570			
合 計					570			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市日川地先]

舗装版切断
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	13	731. 6	9, 510			
合 計					9, 510			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先]

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 22. 5km以下	m 3	50	3, 036	151, 800			
合 計					151, 800			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先

]

第 2号内訳書 積込 (ルーズ)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	50	252. 1	12, 605			
合 計					12, 605			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先

]

第 3号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	9	2, 348	21, 132			
合 計					21, 132			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先]

掘削(光ケーブル配管)
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	2	2, 474	4, 948			
合 計					4, 948			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先]

配管配線附属品
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ベルマウス	F E P 5 0	個	1	570	570			
合 計					570			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先]

舗装版切断
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	10	731. 6	7, 316			
合 計					7, 316			

一式当たり内訳書

[茨城県神栖市石神地先]

交通誘導警備員
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	30	18,500	555,000			
合 計					555,000			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 27. 0km以下	m 3	9	6, 561	59, 049			
合 計					59, 049			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

第 2号内訳書 積込(ルーズ)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 小規模(標準)	m 3	9	1, 188	10, 692			
合 計					10, 692			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

掘削(光ケーブル配管)
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (光ケーブル配管工)	全ての費用	m 3	9	2, 511	22, 599			
合 計					22, 599			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

土砂等運搬
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 27. 0km以下	m 3	1	6, 561	6, 561			
合 計					6, 561			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

第 6号内訳書
積込 (ルーズ)

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 小規模(標準)	m 3	1	1, 188	1, 188			
合 計					1, 188			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

配管配線附属品
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ベルマウス	F E P 5 0	個	1	570	570			
合 計					570			

一式当たり内訳書

[千葉県香取市大倉地先]

交通誘導警備員
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	3	18, 100	54, 300			
合 計					54, 300			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	432. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削（ICT）		土砂 オープンカット 無し 5,000m3未満	m 3	1	432. 6	432. 6		
計						432. 6		
単価						432. 6	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 703
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6, 703	6, 703		
計						6, 703		
単価						6, 703	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	894. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	894. 1	894. 1		
計						894. 1		
単価						894. 1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	546. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3未満 有り	m 3	1	546. 9	546. 9		
計						546. 9		
単価						546. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(切土部) (ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	900. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	900. 6	900. 6		
計						900. 6		
単価						900. 6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	570. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	570. 3	570. 3		
計						570. 3		
単価						570. 3	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	天端敷砂利		単位	m2	数量	1	単価	797. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷砂利		補修剤有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	m 2	1	797. 4	797. 4		
計						797. 4		
単価						797. 4	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	大型平7張 [〃] ブロック	1000×1000	単位	m2	数量	1	単価	13, 770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法留ブロック設置工		1000×1000 t=120	m 2	1	3, 267	3, 267		
大型平張ブロック		1000×1000×t120	個	1	10, 500	10, 500		
計						13, 767		
単価						13, 770	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1, 960	1, 960		
計						1, 960		
単価						1, 960	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	不陸整正	補足材有り 再生クラッシャーラン RC-40 60mm以上68mm未満	単位	m2	数量	1	単価	336
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		有り 60mm以上68mm未満 再生クラッシャーラン RC-40 全ての費用	m 2	1	336	336		
計						336		
単価						336	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	827. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	827. 3	827. 3		
計						827. 3		
単価						827. 3	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 202
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (歩道部)		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 202	1, 202		
計						1, 202		
単価						1, 202	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2, 300	2, 300		
計						2, 300		
単価						2, 300	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	法肩ブロック 1:3. 0	B500/1000×H250×L2000	単位	m	数量	10	単価	22, 530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法肩ブロック設置工		1:3. 0 B500/1000×H250×L2000	m	10	5, 178	51, 780		
法肩ブロック		1:0. 3 B500/1000×H250×L2000	個	5	34, 700	173, 500		
計						225, 280		
単価						22, 530	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	配管設置(埋設部)	FEP 管径 80mm 3条	単位	m	数量	1	単価	2, 178
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
配管設置 (埋設部)		3条 FEP管80mm 全ての費用	m	1	2, 178	2, 178		
計						2, 178		
単価						2, 178	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	埋設標識シート (材料費)		単位	m	数量	1	単価	533. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設表示シート (材料費)		各種	m	1	533. 3	533. 3		
計						533. 3		
単価						533. 3	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一17号	ハンドホール	900×900×600 鉄蓋T-25	単位	箇所	数量	1	単価	244, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ハンドホール		各種 全ての費用	個	1	132, 200	132, 200		
基礎砕石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	1. 6	1, 360	2, 176		
ハンドホール鉄蓋		H2用 T-25	組	1	110, 000	110, 000		
計						244, 376		
単価						244, 400	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷砂利	補修剤有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	単位	m ²	数量	100	単価	797. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 06	32, 200	1, 932		
普通作業員			人	0. 22	25, 400	5, 588		
モータグレーダ運転		土工用・排出ガス対策型(2014年規制)・プレート幅3. 1m	日	0. 17	98, 470	16, 739		
タイヤローラ運転		運転質量8~20t	日	0. 17	42, 470	7, 219		
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m ³	25. 4	1, 900	48, 260		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						79, 740		
単価						797. 4	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	法留ブロック設置工	1000×1000 t=120	単位	m 2	数量	10	単価	3, 267
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 15	32, 200	4, 830		
特殊作業員			人	0. 45	27, 200	12, 240		
普通作業員			人	0. 3	25, 400	7, 620		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 15	53, 200	7, 980		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						32, 670		
単価						3, 267	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量		単価	
						1		1, 960
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）						
			m 2	1	1, 960	1, 960		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		0		
	計					1, 960		
	単価					1, 960	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	法肩ブロック設置工	1:3.0 B500/1000×H250×L2000	単位	m	数量	100	単価	5,178
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2.22	32,200	71,484		
特殊作業員			人	2.22	27,200	60,384		
普通作業員			人	4.44	25,400	112,776		
バックホウ運転 クローラ型クレーン付		山積0.45m ³ /平積0.35m ³ 吊能力2.9t	日	2.22	49,240	109,312		
基礎碎石費 58%			式	1		141,893		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		21,951		
計						517,800		
単価						5,178	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	敷砂利	補修剤有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	単位	m ²	数量	100	単価	797. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 06	32, 200	1, 932		
普通作業員			人	0. 22	25, 400	5, 588		
モータグレーダ運転		土工用・排出ガス対策型(2014年規制)・プレート幅3. 1m	日	0. 17	98, 470	16, 739		
タイヤローラ運転		運転質量8~20t	日	0. 17	42, 470	7, 219		
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m ³	25. 4	1, 900	48, 260		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						79, 740		
単価						797. 4	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	19, 300	19, 300		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						19, 300		
単価						19, 300	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（I C T）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量		単価	
						1		548, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	ブルドーザ						
			式	1		548, 000		
	計					548, 000		
	単価					548, 000	円／式	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	モータグレーダ運転	土工用・排出ガス対策型(2014年規制)・ブレード幅3. 1m	単位	日	数量	1	単価	98, 470
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 300	30, 300		
軽油			L	54	148	7, 992		
モータグレーダ〔土工用〕			排出ガス対策（2 0 1 4 年規制）ブレード幅3. 1 m	供用日	1. 45	41, 500	60, 175	
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						98, 470		
単価						98, 470	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	タイヤローラ運転	運転質量8~20t	単位	日	数量	1	単価	42, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 300	30, 300		
軽油			L	36	148	5, 328		
タイヤローラ〔普通型〕		運転質量8～20 t	日	1. 49	4, 590	6, 839		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						42, 470		
単価						42, 470	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転 クローラ型クレーン付	山積0.45m3/平積0.35m3 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	49,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,300	30,300		
軽油			L	57	148	8,436		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0.45m3 吊能力2.9t吊	日	1.6	6,560	10,496		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						49,240		
単価						49,240	円／日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一1号	転落(横断)防止柵	柵高 1.1m プレキャストコンクリートブロック建込	単位	m	数量		単価	
						1		23, 140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ヒール式・パネル式 2m 100m以上(標準) 無 無	m	1	23, 140	23, 140		
	計					23, 140		
	単価					23, 140	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 2m 100m以上（標準） 無 無	単位	m	数量	100	単価	23, 140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 ブロック建込用	ビーム式・パネル式	m	100	4, 437	443, 700		
	転落防止柵	H=1100 アルミ製（ブロック基礎含まず）	m	100	18, 700	1, 870, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		300		
	計					2, 314, 000		
	単価					23, 140	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		単価	
						1		18, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18, 500	18, 500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18, 500		
	単価					18, 500	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一1号	転落(横断)防止柵	柵高 1.1m プレキャストコンクリートブロック建込	単位	m	数量	1	単価	23, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		プレキャストコンクリートブロック建込 ヒール式・パネル式 2m 100m以上(標準) 無 無	m	1	23, 140	23, 140		
計						23, 140		
単価						23, 140	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 2m 100m以上（標準） 無 無	単位	m	数量	100	単価	23, 140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 ブロック建込用	ビーム式・パネル式	m	100	4, 437	443, 700		
	転落防止柵	H=1100 アルミ製（ブロック基礎含まず）	m	100	18, 700	1, 870, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		300		
	計					2, 314, 000		
	単価					23, 140	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		単価	
						1		18, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18, 500	18, 500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18, 500		
	単価					18, 500	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	894. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	894. 1	894. 1		
計						894. 1		
単価						894. 1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(盛土部)	法面締固め無	単位	m2	数量	1	単価	467. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	467. 5	467. 5		
計						467. 5		
単価						467. 5	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52 c m 高さ 30 c m	単位	m	数量		10	単価
								9, 762
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1. 1	88, 740	97, 614		
計						97, 614		
単価						9, 762	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	現場打小口止コンクリート	18-8-25(高炉)	単位	m3	数量		1	単価
								79, 490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打小口止コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	79, 490	79, 490		
計						79, 490		
単価						79, 490	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	コンクリート(間知)ブロック積	1:0. 4	単位	m2	数量	1	単価	31, 180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0. 32m3/m2 18-8-25 (20) (高炉)	m 2	1	31, 180	31, 180		
計						31, 180		
単価						31, 180	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	7, 994
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
胴込・裏込材(砕石)		間知・平・連節・緑化ブロック 再生砕石 RC-40	m 3	1	7, 994	7, 994		
計						7, 994		
単価						7, 994	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	現場打天端コンクリート	18-8-25 (高炉)	単位	m3	数量	1	単価	72, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	72, 480	72, 480		
計						72, 480		
単価						72, 480	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	張芝	張芝工 100m2未満	単位	m2	数量	1	単価	2, 940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 100m2未満 無	m 2	1	2, 940	2, 940		
計						2, 940		
単価						2, 940	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 081
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (歩道部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 081	1, 081		
計						1, 081		
単価						1, 081	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	3, 365
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生密粒度アスコン (1 3) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	3, 365	3, 365		
計						3, 365		
単価						3, 365	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	単位	m	数量	1	単価	1, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	1	1, 100	1, 100		
計						1, 100		
単価						1, 100	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	埋設標識シート敷設	W=300 2倍	単位	m	数量	50	単価	506. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設標識シート敷設		埋設標識シート敷設	m	50	116. 8	5, 840		
埋設標識シート		3 0 0 mm×5 0 m 2倍 水抜き穴3個	巻	1	19, 500	19, 500		
計						25, 340		
単価						506. 8	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	単位	箇所	数量	1	単価	18,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート穴あけ		穴あけ(直径7.5cm 厚さ12cm)	箇所	1	18,600	18,600		
計						18,600		
単価						18,600	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	1,859
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎積込（小規模土工）		全ての費用	m 2	1	1,859	1,859		
計						1,859		
単価						1,859	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	10, 710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 15. 0km以下 全ての費用	m 3	1	10, 710	10, 710		
計						10, 710		
単価						10, 710	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	4, 230	4, 230		
計						4, 230		
単価						4, 230	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.32m3/m2 18-8-25(20)(高炉)	単位	m 2	数量	100	単価	31, 180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	15, 540	1, 554, 000		
	コンクリート積ブロック	J I S滑面 1 5 0 k g／個未満	m 2	100	6, 500	650, 000		
	生コンクリート 高炉	1 8－8－2 5（2 0）	m 3	35. 84	25, 500	913, 920		
	諸雑費（まるめ）		式	1		80		
	計					3, 118, 000		
	単価					31, 180	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 100m2未満 無	単位	m 2	数量		単価	
						1		2, 940
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）						
			m 2	1	2, 940	2, 940		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		0		
	計					2, 940		
	単価					2, 940	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	1, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2. 6	29, 200	75, 920		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 5 0 m m	m	100	340	34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		80		
計						110, 000		
単価						1, 100	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	116. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 4	29, 200	11, 680		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						11, 680		
単価						116. 8	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	コンクリート穴あけ	穴あけ(直径7. 5cm 厚さ12cm)	単位	箇所	数量	1	単価	18, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
はつり工			人	0. 6	31, 000	18, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 600		
単価						18, 600	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	4, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		As殻 池田建材(株)	m ³	100	4, 230	423, 000		
計						423, 000		
単価						4, 230	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18, 500	18, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 500		
単価						18, 500	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	894. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	894. 1	894. 1		
計						894. 1		
単価						894. 1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(盛土部)	法面締固め無	単位	m2	数量	1	単価	467. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	467. 5	467. 5		
計						467. 5		
単価						467. 5	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	床掘り(掘削)	土砂	単位	式	数量	1	単価	1, 336
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m 3	1	1, 336	1, 336		
計						1, 336		
単価						1, 336	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52 c m 高さ 30 c m	単位	m	数量	10	単価	9, 762
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1. 1	88, 740	97, 614		
計						97, 614		
単価						9, 762	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	現場打小口止コンクリート	18-8-25 (高炉)	単位	m3	数量	1	単価	79, 490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打小口止コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	79, 490	79, 490		
計						79, 490		
単価						79, 490	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	コンクリート(間知)ブロック積	1:0. 4	単位	m2	数量	1	単価	31, 180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0. 32m3/m2 18-8-25 (20) (高炉)	m 2	1	31, 180	31, 180		
計						31, 180		
単価						31, 180	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	7, 994
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
胴込・裏込材(砕石)		間知・平・連節・緑化ブロック 再生砕石 RC-40	m 3	1	7, 994	7, 994		
計						7, 994		
単価						7, 994	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	72, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		生コンクリート各種 一般養生	m 3	1	72, 480	72, 480		
計						72, 480		
単価						72, 480	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	張芝	張芝工 100m2未満	単位	m2	数量	1	単価	2, 940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 100m2未満 無	m 2	1	2, 940	2, 940		
計						2, 940		
単価						2, 940	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	下層路盤(歩道部)	再生クッション RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 081
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（歩道部）		150mm 1層施工 再生クッション RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 081	1, 081		
計						1, 081		
単価						1, 081	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	3, 365
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生密粒度アスコン (1 3) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	3, 365	3, 365		
計						3, 365		
単価						3, 365	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	単位	m	数量	1	単価	1, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	1	1, 100	1, 100		
計						1, 100		
単価						1, 100	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	埋設標識シート敷設	W=300 2倍	単位	m	数量		単価	
						50		506. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設標識シート敷設		埋設標識シート敷設						
			m	50	116. 8	5, 840		
埋設標識シート		3 0 0 mm×5 0 m 2 倍 水抜き穴 3 個						
			巻	1	19, 500	19, 500		
計						25, 340		
単価						506. 8	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	コンクリート穴あけ	直径7. 5cm 厚さ12cm	単位	箇所	数量		単価	
						1		18, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート穴あけ		穴あけ(直径7. 5cm 厚さ12cm)						
			箇所	1	18, 600	18, 600		
計						18, 600		
単価						18, 600	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	1, 859
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎積込（小規模土工）		全ての費用	m 2	1	1, 859	1, 859		
計						1, 859		
単価						1, 859	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	8, 375
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 11.0km以下 全ての費用	m 3	1	8, 375	8, 375		
計						8, 375		
単価						8, 375	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一17号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	4, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m 3）			m 3	1	4, 230	4, 230		
計						4, 230		
単価						4, 230	円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.32m3/m2 18-8-25(20)(高炉)	単位	m 2	数量	100	単価	31, 180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	15, 540	1, 554, 000		
	コンクリート積ブロック	J I S滑面 1 5 0 k g／個未満	m 2	100	6, 500	650, 000		
	生コンクリート 高炉	1 8－8－2 5（2 0）	m 3	35. 84	25, 500	913, 920		
	諸雑費（まるめ）		式	1		80		
	計					3, 118, 000		
	単価					31, 180	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 100m2未満 無	単位	m 2	数量		単価	
						1		2, 940
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）						
			m 2	1	2, 940	2, 940		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		0		
	計					2, 940		
	単価					2, 940	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	1, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2. 6	29, 200	75, 920		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 5 0 m m	m	100	340	34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		80		
計						110, 000		
単価						1, 100	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	116. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 4	29, 200	11, 680		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						11, 680		
単価						116. 8	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	コンクリート穴あけ	穴あけ(直径7. 5cm 厚さ12cm)	単位	箇所	数量	1	単価	18, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
はつり工			人	0. 6	31, 000	18, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 600		
単価						18, 600	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	4, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		As殻 池田建材(株)	m 3	100	4, 230	423, 000		
計						423, 000		
単価						4, 230	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18, 500	18, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 500		
単価						18, 500	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土	2. 5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 783
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m未満	m 3	1	6, 783	6, 783		
計						6, 783		
単価						6, 783	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(盛土部)	法面締固め無	単位	m2	数量	1	単価	472. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	472. 4	472. 4		
計						472. 4		
単価						472. 4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	張芝	張芝工 100m2未満	単位	m2	数量		単価	
						1		2, 940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 100m2未満 無						
			m 2	1	2, 940	2, 940		
計						2, 940		
単価						2, 940	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	単位	m	数量		単価	
						1		1, 157
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設		構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%						
			m	1	1, 157	1, 157		
計						1, 157		
単価						1, 157	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	埋設標識シート敷設	W=300 2倍	単位	m	数量		単価	
						50		515. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設標識シート敷設		埋設標識シート敷設						
			m	50	125. 6	6, 280		
埋設標識シート		3 0 0 mm× 5 0 m 2 倍 水抜き穴 3 個						
			巻	1	19, 500	19, 500		
計						25, 780		
単価						515. 6	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	コンクリート穴あけ	直径7. 5cm 厚さ12cm	単位	箇所	数量		単価	
						1		18, 720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート穴あけ		穴あけ(直径7. 5cm 厚さ12cm)						
			箇所	1	18, 720	18, 720		
計						18, 720		
単価						18, 720	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 100m2未満 無	単位	m 2	数量		単価	
						1		2, 940
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）						
			m 2	1	2, 940	2, 940		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		0		
	計					2, 940		
	単価					2, 940	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	構内地中 50mm以下 新設 FEP 50mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	1, 157
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2. 6	31, 400	81, 640		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 5 0 m m	m	100	340	34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		60		
計						115, 700		
単価						1, 157	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	125. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 4	31, 400	12, 560		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						12, 560		
単価						125. 6	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	コンクリート穴あけ	穴あけ(直径7. 5cm 厚さ12cm)	単位	箇所	数量	1	単価	18, 720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
はつり工			人	0. 6	31, 200	18, 720		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18, 720		
単価						18, 720	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		単価	
						1		18, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18, 100	18, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18, 100		
	単価					18, 100	円／人日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	139, 869, 154	直接工事費	139, 869, 154	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	1, 692	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0 （橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0 （工場原価）				
管理費区分 5		0 （一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0 （間接費非対象額）				
管理費区分 T		0 （全処分費等のうち 3 ％または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		139, 869, 154	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		139, 867, 462		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6. 91	%	0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）		6. 91	%			
計上額		9, 664, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	139,867,462	直接工事費	139,869,154		
非対象額計（一）	1,692				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	1,692	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	139,867,462	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.74 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.74 %				
計上額	1,035,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,146,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					11,845,000

共通仮設費

主たる工種								
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0					
対象工事費	81,457,290	直接工事費	81,457,290	準備費	0	事業損失	0	
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）		0						
管理費区分1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）						
管理費区分2， 7		0（工場原価）						
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）						
管理費区分9		0（間接費非対象額）						
管理費区分T		0（全処分費等のうち3％または3 0 0 0 万円を超える額）						
対象額 支 給 品（＋）		0						
無償貸付機械評価額（＋）		0						
共通仮設費対象額								
単独（追加工事）		81,457,290	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く共通仮設費対象額		81,457,290		0		0		
共通仮設費（率分）								
率（補正前）		7.66 %		0 %				
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1				
率（補正後）		7.66 %						
計上額		6,239,000		0	0			
比較結果								
当該追加工事		A						
0		0	調整工事計上額					0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	81,457,290	直接工事費	81,457,290		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	81,457,290	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.82 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.82 %				
計上額	667,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1, 146, 000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1, 146, 000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8, 052, 000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	7,307,600	直接工事費	7,307,600	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		7,307,600	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		7,307,600		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12.07 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12.07 %				
計上額		882,000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	7,307,600	直接工事費	7,307,600		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	7,307,600	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.33 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.33 %				
計上額	97,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					979,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	47, 062, 120	直接工事費	47, 062, 120	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0 （橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0 （工場原価）				
管理費区分 5		0 （一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0 （間接費非対象額）				
管理費区分 T		0 （全処分費等のうち 3 ％または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		47, 062, 120	現工事		0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		47, 062, 120			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8. 49	%	0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）		8. 49	%			
計上額		3, 995, 000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	47,062,120	直接工事費	47,062,120		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	47,062,120	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.92 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.92 %				
計上額	432,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	2,089,961	直接工事費	2,089,961	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	846	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		2,089,961	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		2,089,115		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12.53 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12.53 %				
計上額		261,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	2,089,115	直接工事費	2,089,961		
非対象額計（一）	846				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	846	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	2,089,115	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.72 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.72 %				
計上額	35,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）		0			
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					296, 000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	1, 530, 519	直接工事費	1, 530, 519	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	846	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		1, 530, 519	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		1, 529, 673		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12. 53 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		12. 53 %				
計上額		191, 000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	1, 529, 673	直接工事費	1, 530, 519		
非対象額計 (一)	846				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	846	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	1, 529, 673	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	1. 83 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率 (補正後)	1. 83 %				
計上額	27, 000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）					0
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					218,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：河川工事			合算工事：0			
対象工事費	421,664	直接工事費	421,664	準備費	0	事業損失0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2，7		0（工場原価）				
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9		0（間接費非対象額）				
管理費区分T		0（全処分費等のうち3％または3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		421,664	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		421,664		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12.53	%	0	%	
施工地域等補正		0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）		12.53	%			
計上額		52,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	421,664	直接工事費	421,664		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	421,664	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.37 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	2.37 %				
計上額	9,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					61,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	151,714,154	単独（追加工事）直接工事費	139,869,154	単独（追加工事）共通仮設費	11,845,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	151,714,154	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	151,712,462		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.43％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	23.43％		0％		
計上額	35,546,000		0		0
			8,244,076（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	89,509,290	単独（追加工事）直接工事費	81,457,290	単独（追加工事）共通仮設費	8,052,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	89,509,290	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	89,509,290		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.11％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	26.11％		0％		
計上額	23,370,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	8,286,600	単独（追加工事）直接工事費	7,307,600	単独（追加工事）共通仮設費	979,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	8,286,600	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	8,286,600		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.55％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	42.55％		0％		
計上額	3,525,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	51,489,120	単独（追加工事）直接工事費	47,062,120	単独（追加工事）共通仮設費	4,427,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	51,489,120	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	51,489,120		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.25％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	29.25％		0％		
計上額	15,060,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,385,961	単独（追加工事）直接工事費	2,089,961	単独（追加工事）共通仮設費	296,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,385,961	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,385,115		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	44.05%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	44.05%		0%		
計上額	1,051,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1,748,519	単独（追加工事）直接工事費	1,530,519	単独（追加工事）共通仮設費	218,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,748,519	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,747,673		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	44.05％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	44.05％		0％		
計上額	770,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	482,664	単独（追加工事）直接工事費	421,664	単独（追加工事）共通仮設費	61,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	482,664	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	482,664		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	44.05％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	44.05％		0％		
計上額	212,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川下流河川事務所 工務課	工事番号	2026060006	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	187,260,154				
純工事費	151,714,154	現場管理費	35,546,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	187,260,154	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	187,258,462	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	187,260,154				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.92 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	31,749,846				
業務委託料等	0				
調査基準価格	230,428,000				
調査基準価格の100/110	209,480,000	（ 91.22 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (矢田部地区)		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		880		
盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		190		
路体 (築堤) 盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		60		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		12,500		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		390		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		4, 470		
堤防天端工		式		1		
天端敷砂利		m2		362		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
堤脚保護工		式		1		
大型平7張 [°] ロック	1000×1000	m2		305		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		4,800		
付帯道路工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材有り 再生クラッシャーラン RC-40 60m m以上68mm未満	m2		2,080		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャーラン RC-40 仕上り厚 200m m	m2		1,720		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
下層路盤 (歩道部)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 200mm	m ²		242		
表層 (車道・路肩部)	再生密粒度アスコン (13) 舗装厚 50mm 3.0m超	m ²		4,150		
縁石工		式		1		
法肩ブロック 1:3.0	B500/1000×H250×L2000	m		1,144		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削 (光ケーブル配管)		式		1		
埋戻し		式		1		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
配管工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
配管設置(埋設部)	FEP 管径 80mm 3条	m		570		
埋設標識シート (材料費)		m		570		
ハトゝホール工		式		1		
ハトゝホール	900×900×600 鉄蓋T-25	箇所		2		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土	4.0m以上	式		1		
敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事					
(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (太田地区)		式		1		
付帯道路工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m プレキャストコンクリートブロック建込	m		315		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)			式		1			
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (波崎地区)		式		1		
付帯道路工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m プレキャストコンクリートブロック建込	m		2,033		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (日川地区)		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		60		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無	m2		40		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式		1		
現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52 c m 高さ 30 c m	m		13		
現場打小口止コンクリート	18-8-25(高炉)	m3		0.2		
コンクリート(間知)ブロック積	1:0.4	m2		21		
胴込・裏込材(碎石)	再生碎石 RC-40	m3		4		
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m3		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 100m2未満	m2		40		
付帯道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		4		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		4		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)		式		1		
埋戻し		式		1		
配管・配線工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m		47		
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m		47		
配管配線附属品		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		4		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		0.2		
殻処分	アスファルト殻	m3		0.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(日川地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (石神地区)		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		50		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無	m2		20		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式		1		
現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52 c m 高さ 30 c m	m		9		
現場打小口止コンクリート	18-8-25(高炉)	m3		0.2		
コンクリート(間知)ブロック積	1:0.4	m2		13		
胴込・裏込材(碎石)	再生碎石 RC-40	m3		2.4		
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m3		0.7		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 100m2未満	m2		20		
付帯道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		3		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 50mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		3		
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)		式		1		
埋戻し		式		1		
配管・配線工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m		10		
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m		10		
配管配線附属品		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鈹子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		3		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		0.2		
殻処分	アスファルト殻	m3		0.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(石神地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 (大倉地区)		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		8		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルース)	土砂 小規模(標準)	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無	m2		20		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 100m2未満	m2		20		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
光ケーブル配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ケーブル配管)		式		1		
埋戻し		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込(ルーズ)	土砂 小規模(標準)	式		1		
配管・配線工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 径 50mm	m		55		
埋設標識シート敷設	W=300 2倍	m		55		
配管配線附属品		式		1		
コンクリート穴あけ	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事(大倉地区) (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	139, 869, 154
(2) 共通仮設費 -----	14, 033, 000
(3) 純工事費 -----	153, 902, 154

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	43, 988, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	197, 890, 154
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	31, 749, 846
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	229, 640, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	22, 964, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	252, 604, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	229, 640, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	230, 428, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	209, 480, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	31, 759, 322
-------------------------	--------------

R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事

特記仕様書

令和 8 年 6 月

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 8 年版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
（１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、

「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県全域及び千葉県全域の工事でなければならない。
- (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ

(CORINS) への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
4. 土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。
起点 茨城県神栖市波崎 緯度 35° 45' 33" 経度 140° 47' 41"
終点 千葉県香取市大倉 緯度 35° 54' 09" 経度 140° 34' 14"
5. 土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、茨城県神栖市矢田部地先において堤防嵩上及び光ケーブル配管等を、神栖市波崎地先及び太田地先において転落防止柵を、神栖市日川地先、石神地先及び香取市大倉地先において CCTV 基礎盛土及び光ケーブル配管を施工するものである。主な工種は、盛土工(ICT) 約12,500m³、盛土工 約250m³、法覆護岸工(植生) 約4,800m² 防止柵(転落防止柵) 約2,500 光ケーブル配管工(配管設置) 約570m、仮設工 1式を予定している。

6. 土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
H24 利根川下流部築堤等設計業務	4015439668
R3 利根川下流管内情報管路敷設他詳細設計業務	4049509817

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	 2006年度 優 格 付 与 の 決 定 書 

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第8条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川下流河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第9条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札し

た場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第10条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 光ケーブル配管工

第11条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和8年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和8年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和8年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	不陸整正、下層路盤、胴込 ・裏込材（碎石）、基礎碎石、敷砂利
再生密粒度アスコン	RA② - 13	表層

なお、使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第22条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有り ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有り ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有り ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有り ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有り ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ☒ 有り ☐ 無し	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	池田建材（株）	茨城県神栖市鰐川 300-43

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる

（３）受入時間

池田建材（株）：８時００分～１６時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第23条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第24条 コンクリート副産物から再生された資源について

- １．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- ２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- ３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- ４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材 M を用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材 L を用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品一検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- ５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3-3-3 配合」に従うものとする。

第25条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 8 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 8 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和 8 年 3 月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第26条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 8 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第27条 ICT活用工（土工）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもICT活用工事とする。

1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロー

ル技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（【補足】ただし、以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）施工履歴データを用いた出来形管理
- ９）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のよ

うに品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、T S ・ G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第28条 I C T活用工事(法面工)について

1. I C T活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、I C T施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、I C T施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてI C T施工技術を活用した工事(I C T活用工事)を実施するものとする。

(2) I C T活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C T施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、I C T施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりI C T活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でI C T施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. I C T施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合においては以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてI C T土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、I C T活用工事とする。

1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

5) T S等光波方式を用いた起工測量

6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

7) R T K－G N S Sを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もI C T活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はI C T土工等と合わせて行うが、I C T法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下 1)～4) の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSS を用いた出来形管理
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記 1)～7) の ICT 施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下 1) の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形出来形管理要領（案）

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した 3次元データを、工事完成図書として納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記 5. ①②④の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下1)～2)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等において、監督職員と協議の上、以下3)～4)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1) 2) から選択（複数可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（【補足】ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 ＩＣＴ活用工事（土工）の費用について

1. ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ＩＣＴ活用工事積算要領
- ・ ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計デ

一タの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 ICT活用工事(舗装工)の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- ・ ICT活用工事(舗装工)積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、

受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第33条 ICT活用工事（法面工）の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)

- (2)により費用を計上することとする。・ICT活用工事（法面工）積算要領

- ・ICT活用工事（法面工）積算要領

実施した場合は、以下の(1)(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工(ICT)または基礎工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2

- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理

- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事

の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第35条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）

及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第36条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2 次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3 次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3 次元モデル作成引継書シート、3 次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した 3 次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第37条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
【波崎地区】 付帯道路工	昼間作業	1 人	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 8. 2k 付近一般道出入口
【矢田部地区】 法覆護岸工、付帯道路工、光ケーブル配管工	昼間作業	1 3 人（有資格者）	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 16. 5k 付近一般道出入口
【太田地区】 付帯道路工	昼間作業	1 人	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 12. 3k 付近一般道出入口
【日川地区】 河川土工、法覆護岸工、付帯道路工、光ケーブル配管工、構造物撤去工	昼間作業	3 0 人	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 20. 4k 付近一般道出入口
【石神地区】 河川土工、法覆護岸工、付帯道路工、光ケーブル配管工、構造物撤去工	昼間作業	3 0 人	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 24. 1k 付近一般道出入口
【大倉地区】 河川土工、配管・配線工	昼間作業	3 人	・ 交代要員なし ・ 利根川左岸 32. 4k 付近一般道出入口

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う

試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第38条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、

「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- 直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

- 認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。
- 紛失等による認定書の再発行は行わない。
- 「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第39条 出水期間中の現場管理について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-3 1 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等(以下「防災措置等」という。)必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第19条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第40条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第41条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第43条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第44条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第45条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第46条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更

が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第49条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく
通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めが
あった場合には確認結果等を提示しなければならない。

1. 当該車両に関する特殊車両通行許可証
2. 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等
通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
3. 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の
写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ
提示するものとする。

第51条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等によ
り実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
環境対策の充実を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - （3）安全関係
盗難防止対策および野生生物・害虫対策等を実施するものとする。
 - （4）地域連携
広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）を実施す
るものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提
出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約
後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として
設計変更の対象とする。

第52条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 12 日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全
ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込む ための係数）	1.69

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：25 日間

ロ）8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：9 日

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2021年~2025年)の気象庁(横利根雨量観測所)及環境省(千葉県香取地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・河川土工

5. フレックス方式

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第53条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第54条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、銚子観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第57条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工種	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第58条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第59条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条「新技術の活用「新技術の定義」」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第60条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

- (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手にとって歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第61条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第62条 契約後V E方式

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

4. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

5. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

6. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

7. 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式ー 5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
12. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
14. 発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第63条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 57 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。
4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第64条 CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUS の活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。

ただし、受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条 3. ～ 10. は適用しないものとする。
3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
 - ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
 - ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から 3 ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を 1 回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、

発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS 現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第65条 出来高部分払い方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、

円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第66条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第67条 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の施工現場等における対応

- (1) 本工事の施工場所は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表に基づ

き注意する措置及び受注者が必要に応じて警戒する措置）の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、前述の記載のほか津波避難に関する具体的な内容を施工計画書に記載するものとする。

- (3) 受注者は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、北海道・三陸沖後発地震注意情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (5) なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第68条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第69条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング株式会社に委託している。

第70条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。

3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第71条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第72条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第73条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第74条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」

の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

1. 施工計画書	6. 出来形管理図表
2. 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	7. 品質管理図表
3. 工事打合せ簿(協議)	8. 品質規格証明資料
4. 工事打合せ簿(提出)	9. 品質証明書
5. 工事打合せ簿(承諾)	10. 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第75条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 土工

第76条 一般事項

1. 発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。
2. 盛土箇所(掘削箇所)において 20 cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。
3. 剥ぎ取った表土は、現場付近の高水敷に敷き均すものとする(運搬 距離L = 0.3 km以下)。

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

第77条 盛土工

1. 締固め管理は、以下に示す乾燥密度あるいは空気間隙率によるものとする。
 - ①乾燥密度による規定「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」(令和8年3月改定)によるものとする。
 - ②空気間隙率による規定「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」(令和8年3月改定)によるものとする。
2. 沈下により盛土量の変動する恐れのある場合は、沈下板による沈下計測を実施することができる。なお、沈下計測を実施する場合は、沈下板の設置位置、計測時期等について、監督職員と協議するものとする。また、沈下が確認された場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。
3. 盛土の数量は、締固め後の体積とする

第78条 スtockヤードからの土砂の利用について

盛土工に使用する土砂については、下記の条件の土砂を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1. 箇所・距離

茨城県神栖市太田地先（川尻 SY：利根川左岸 16.0k 付近）

ストックヤードからの運搬距離は以下を想定している。

- ・築堤盛土工（矢田部地区）： 2.0km 以下
- ・上記以外（矢田部地区）： 2.0km 以下
- ・築堤盛土（日川・石神地区）： 22.5 km以下
- ・築堤盛土（大倉地区）： 27.0 km以下

2. スtockヤードからの土砂の土質条件（改良の必要性の有無）等

改良土 土砂改良：不要

3. スtockヤードの管理者

利根川下流河川事務所

第79条 法覆護岸工・光ケーブル配管工

法覆護岸工・光ケーブル配管工の床掘り・埋戻しで発生した残土は川尻 SY へ搬入するものとする。

1. 箇所・距離

茨城県神栖市太田地先（川尻 SY：利根川左岸 16.0k 付近）

ストックヤードまでの運搬距離は以下を想定している。

- ・法覆護岸工（矢田部地区）： 3.0 km以下
- ・光ケーブル配管工（矢田部地区）： 2.5km 以下

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第80条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が 55%以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第81条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No	用 途	呼び強度	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類
1	現場打基礎コンクリート	18N/mm ²	25(20)mm	60%以下	高炉セメントB種
2	現場打小口止コンクリート	18N/mm ²	25(20)mm	60%以下	高炉セメントB種
3	現場打天端コンクリート	18N/mm ²	25(20)mm	60%以下	高炉セメントB種
4	胴込め・裏込めコンクリート	18N/mm ²	25(20)mm	60%以下	高炉セメントB種

No	参考スランプ ※注 1
1	8cm
2	8cm
3	8cm
4	8cm

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする

※注 1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが12cmを超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確

認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第82条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第83条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³(又は、1:3)とする。

第4章 土木工事材料

第84条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第85条 目地材

樹脂発泡体(15倍発泡)とし厚さは10mmとする。なお、配置は20mピッチを標準とする。

第5章 付帯道路工

第86条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第87条 一般瀝青材料

用途	針入度	摘要
表層	40～60	冬期間にかかる場合は60～80を使用できる

第88条 加熱アスファルト混合物

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒形は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒形	アスファルトの種類	摘要
RA②	再生密粒度アスコン	13mm	5.0%～7.0%	表層

第6章 一般施工

第89条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。なお、現場条件等で必要になった仮設については監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第90条 工事用道路工

1. 工事用道路は工事終了後も引き続き管理用通路として使用するので存置するものとする。
2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第7章 その他

第91条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第92条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第93条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第94条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

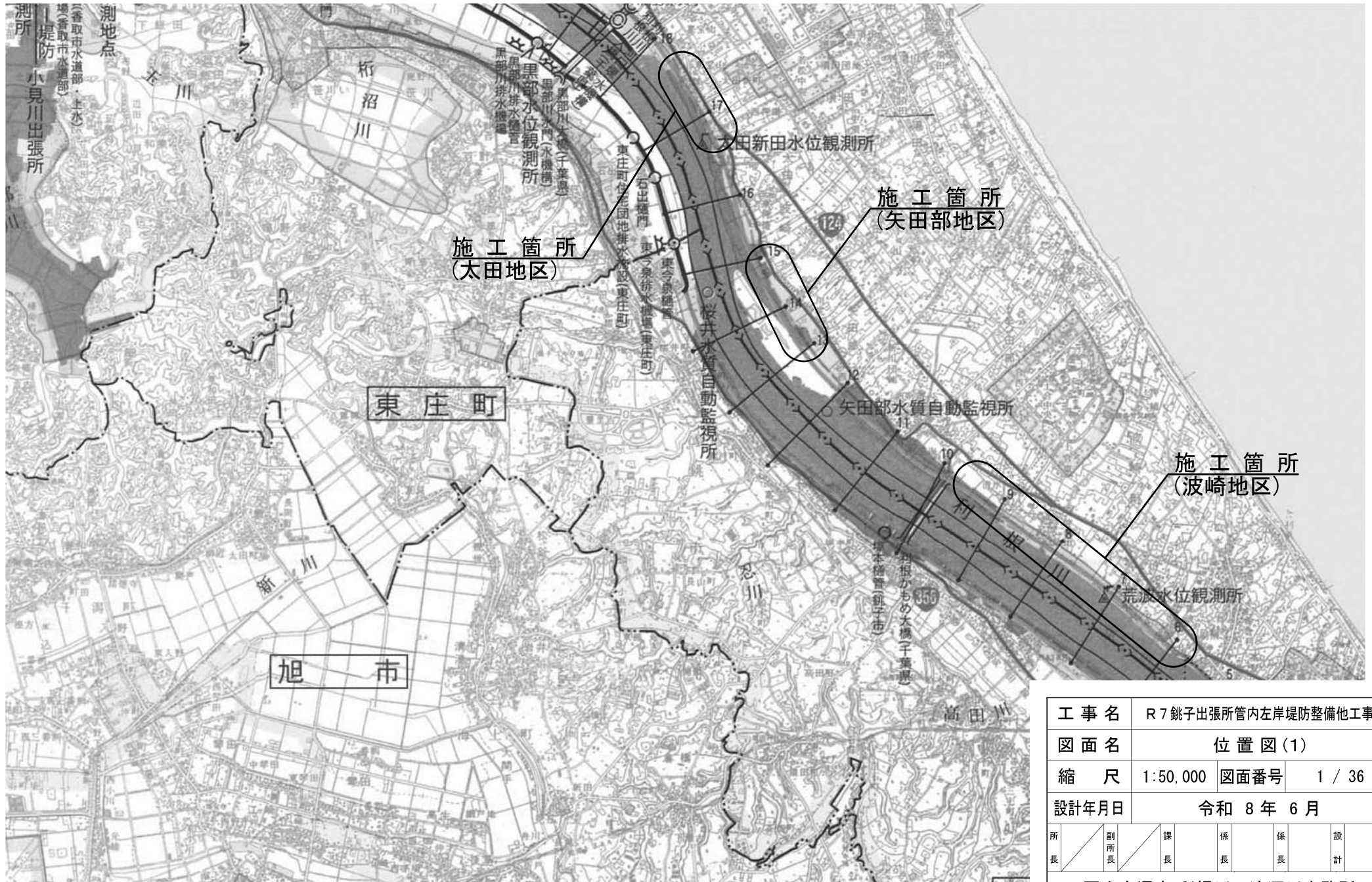
明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☒ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第40条、第52条 第52条 第52条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☒ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第44条 第37条、第41条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☒ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第90条
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第22条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

位置図(1)

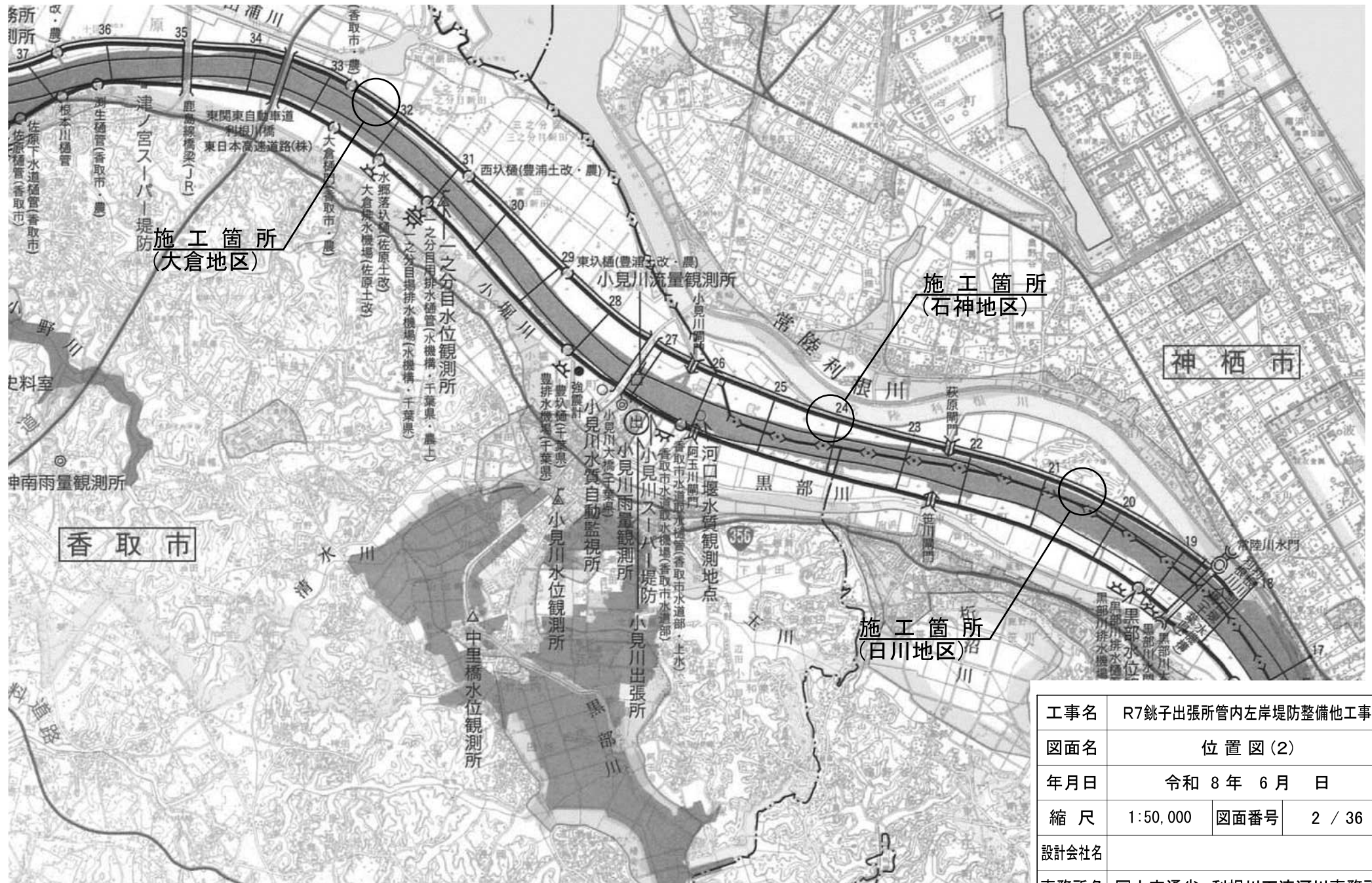
S=1:50,000



工 事 名		R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事					
図 面 名		位 置 図 (1)					
縮 尺		1 : 50 , 000		図面番号		1 / 36	
設計年月日		令和 8 年 6 月					
所 長	副 所 長	課 長		係 長		係 長	設 計
国土交通省 利根川下流河川事務所							

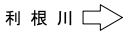
位置図(2)

S=1:50,000



工事名	R7銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	位置図(2)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮尺	1:50,000	図面番号	2 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 500



工事名	R7 鋭子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	3 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

平面図(2)
(矢田部地区)

S=1:500



工事番号
No. 83-36.80

No. 75-28.30

施工延長 L=328.50m

法面ブロック (1:3.0) L=328.50m

● H25-1216

● H25-1215

● H25-1214

14.00K

表層 A=2384.9m² 下層路盤 A=242.2m² 不陸整正 A=1719.1m²

法面ブロック (1:3.0) L=328.5m

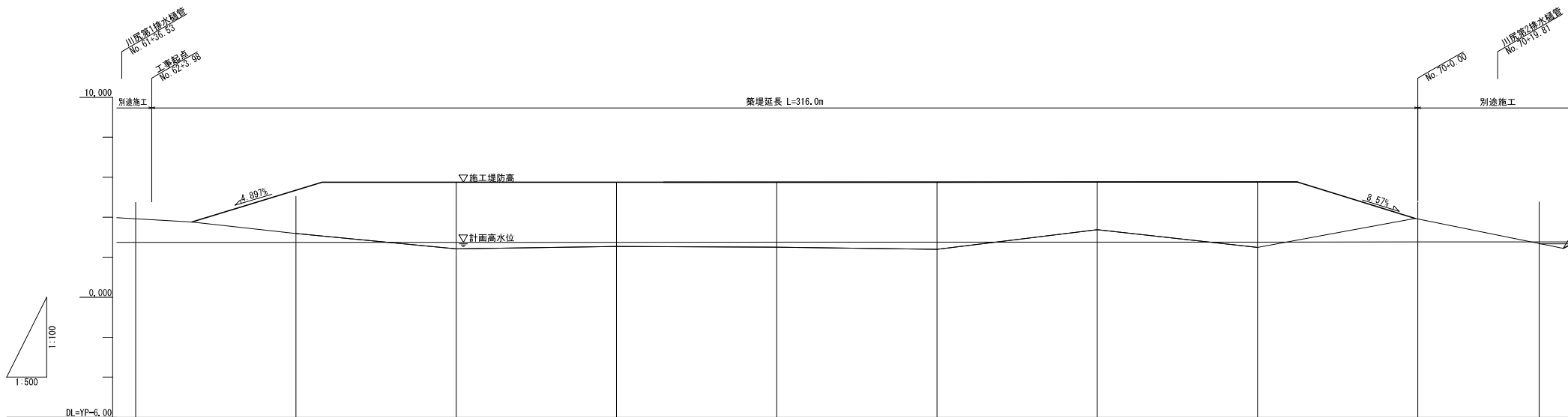
利根川 →

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(2)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:500	図面番号	4 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

築堤縦断面図(1)
(矢田部地区)

V=1:100
H=1:500



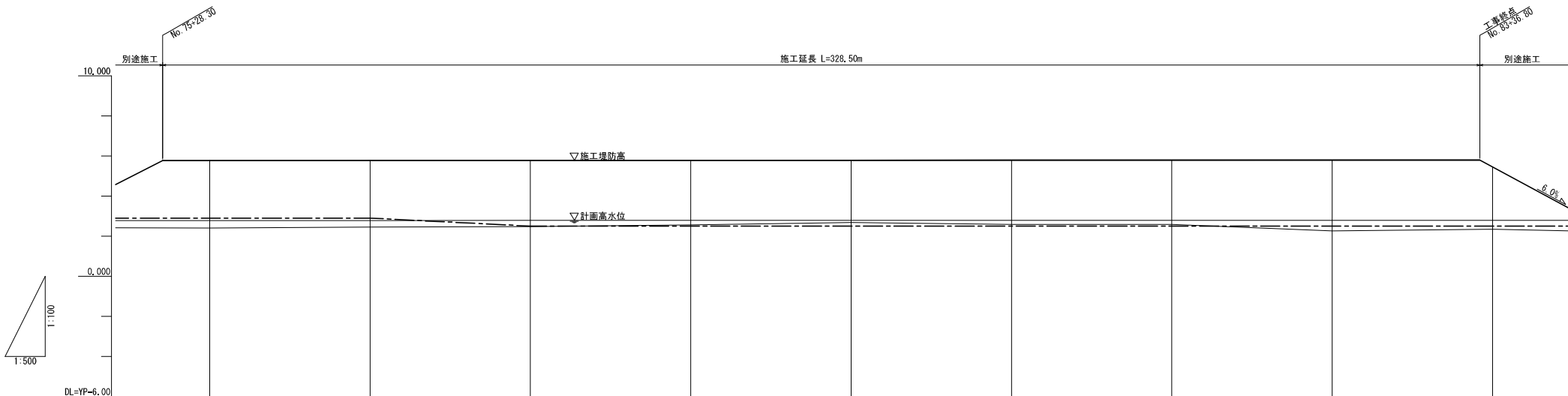
防 堤	計画高水勾配	5.783 1+0.000% L=316.00m									
	施工堤防高		5.358	5.755	5.752	5.755	5.751	5.759	5.761		
	計画高水位	2.746	2.748	2.750	2.752	2.755	2.751	2.759	2.761	2.763	2.765
	地盤高	3.79	3.18	2.42	2.54	2.51	2.40	3.38	2.48	3.95	2.44
追加距離		2480.000	2520.000	2560.000	2600.000	2640.000	2680.000	2720.000	2760.000	2800.000	2830.330
単距離		24.629	40.000	40.000	40.000	40.000	40.000	40.000	40.000	40.000	30.330
測点		WL 62 +3.98	WL 63	WL 64	WL 65	WL 66	WL 67	WL 68	WL 69	WL 70	龍王池
曲線		R=∞ L=374.959									

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事			
図面名	築堤縦断面図(1)			
年月日	令和 8 年 6 月 日			
縮 尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	5 / 36	
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所			

築堤縦断図(2)
(矢田部地区)

V=1:100
H=1:500



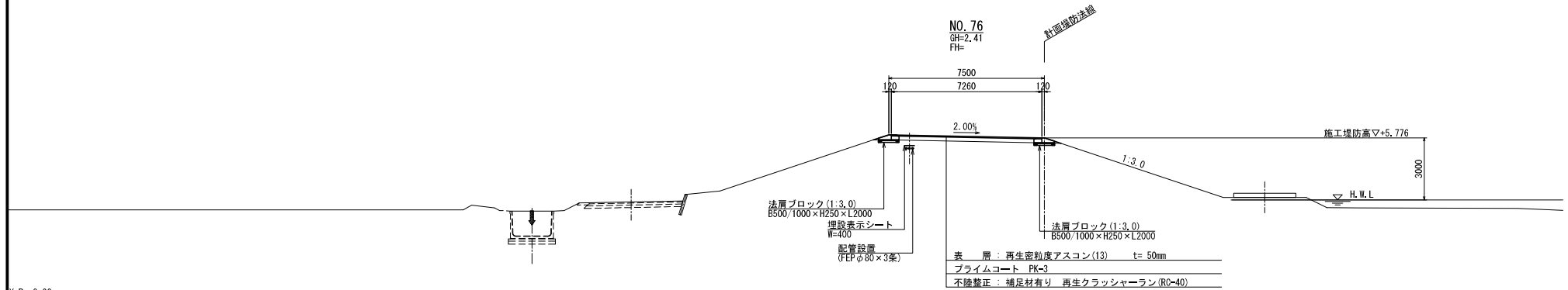
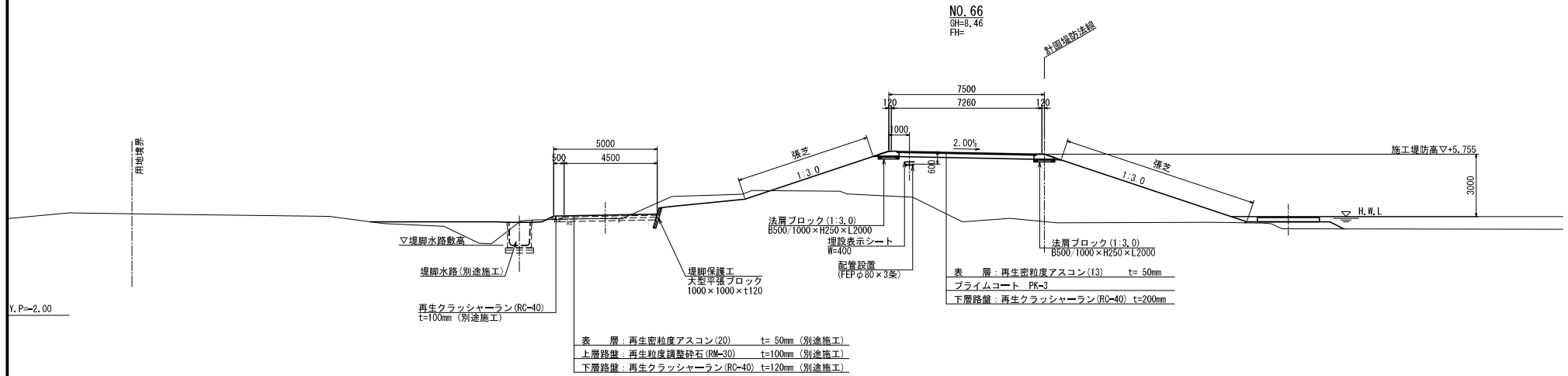
曲線	測点	単距離	追加距離	堤防			
				地盤高	計画高水位	施工堤防高	計画高水勾配
	+28.30						
	WL.76	40,000	3040,000	2.41	2.776	5,776	1+0.000 L=390.357
	WL.77	40,000	3080,000	2.45	2.778	5,778	
	WL.78	40,000	3120,000	2.48	2.780	5,780	
	WL.79	40,000	3160,000	2.56	2.782	5,782	
	WL.80	40,000	3200,000	2.68	2.784	5,784	
	WL.81	40,000	3240,000	2.58	2.786	5,786	1+0.000 L=390.357
	WL.82	40,000	3280,000	2.59	2.788	5,788	
	WL.83	40,000	3320,000	2.27	2.790	5,790	1+0.000 L=390.357
	WL.84	40,000	3360,000	2.34	2.792	5,600	1+0.000 L=390.357

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	築堤縦断図(2)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	6 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

標準断面図
(矢田部地区)

S=1:100

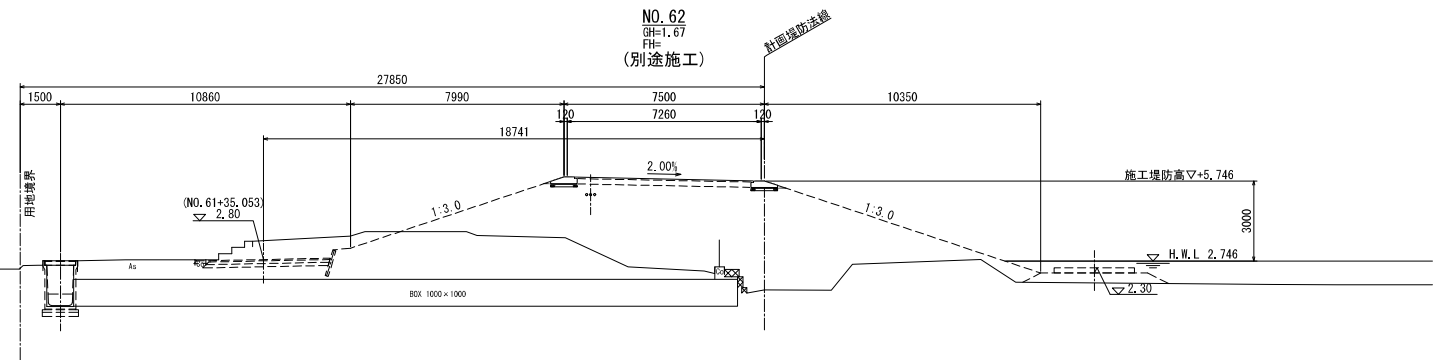


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

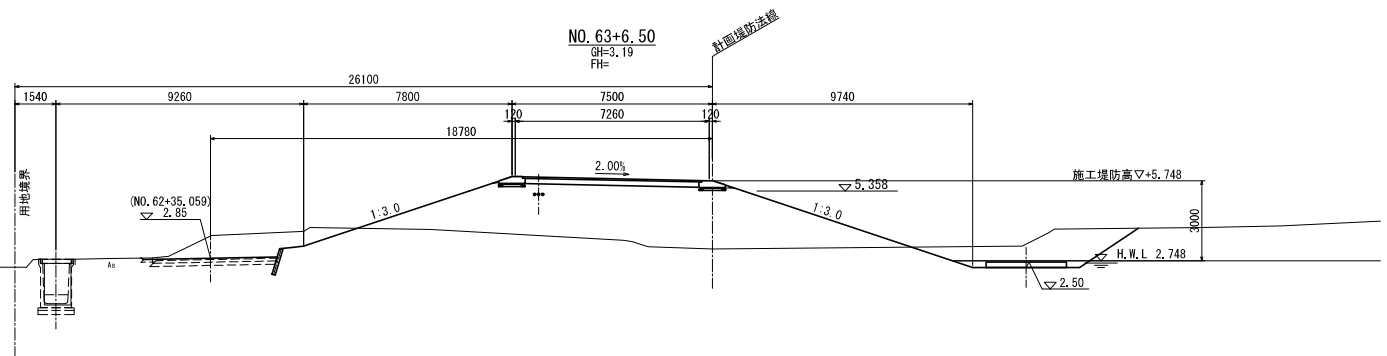
工事名	R 7 鋭子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮尺	図示	図面番号	7 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横断面図(1)
(矢田部地区)

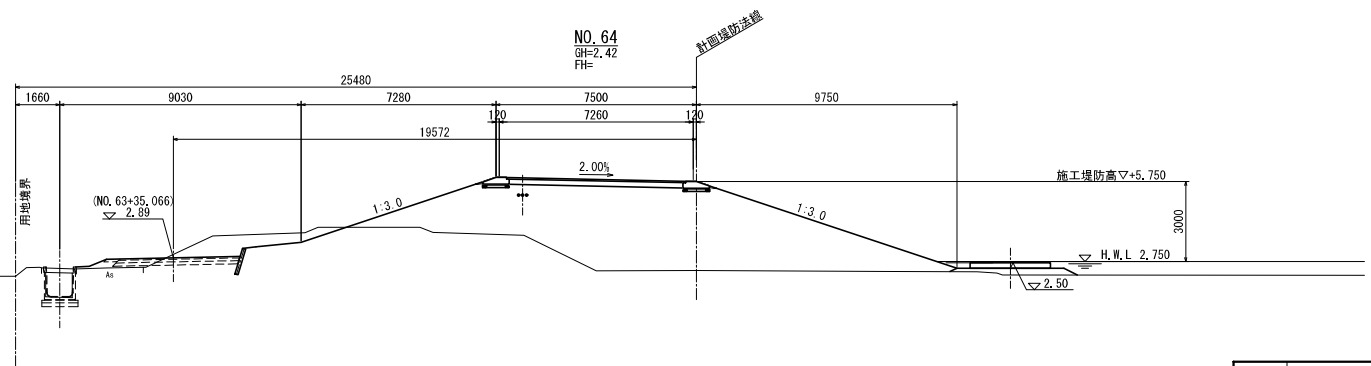
S=1:100



Y, P=2.00



Y, P=2.00



Y, P=2.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

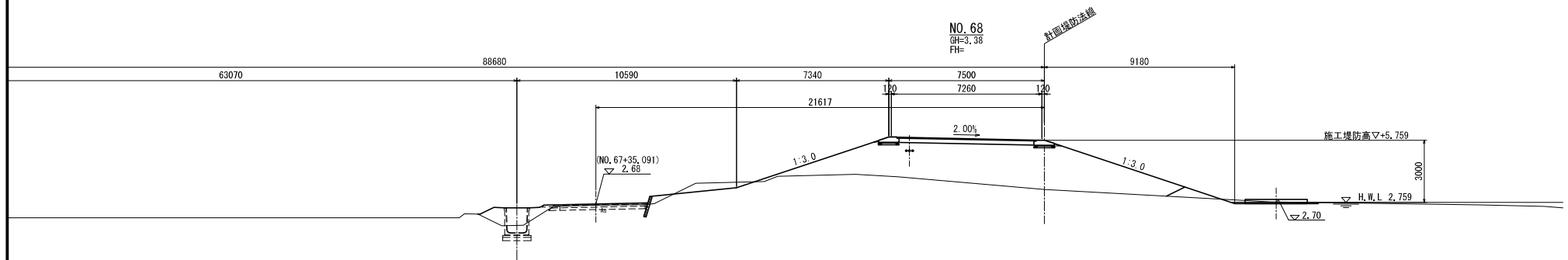
工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	横断面図(1)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	8 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 100

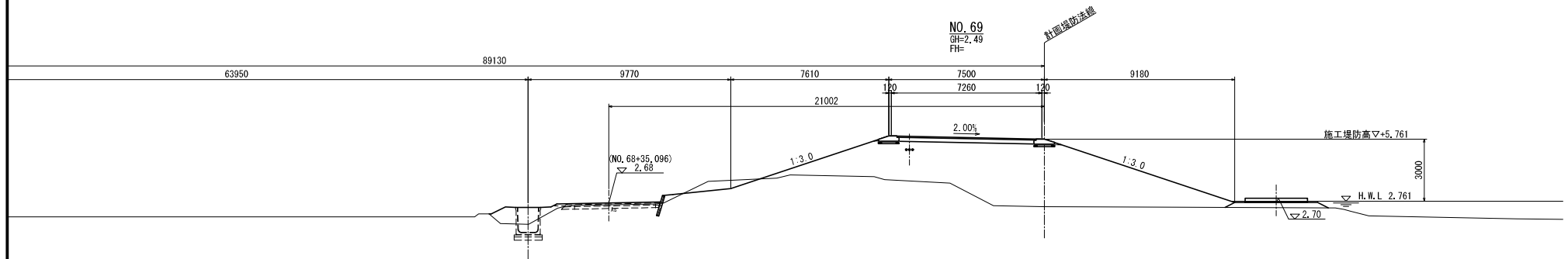


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

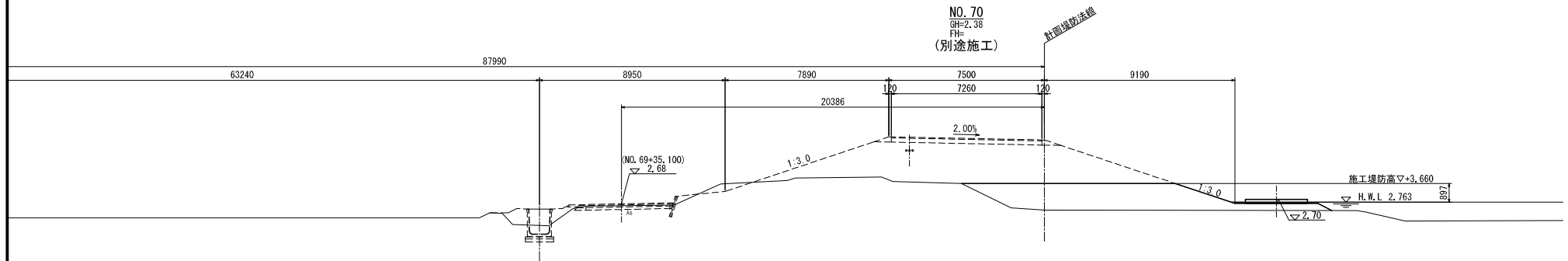
横断面図(3) S=1:100
(矢田部地区)



Y, P=-2.00



Y, P=-2.00



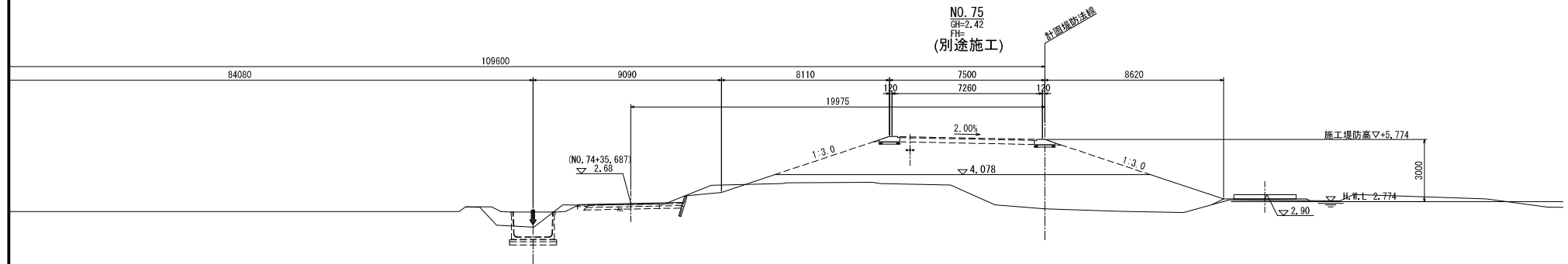
Y, P=-2.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

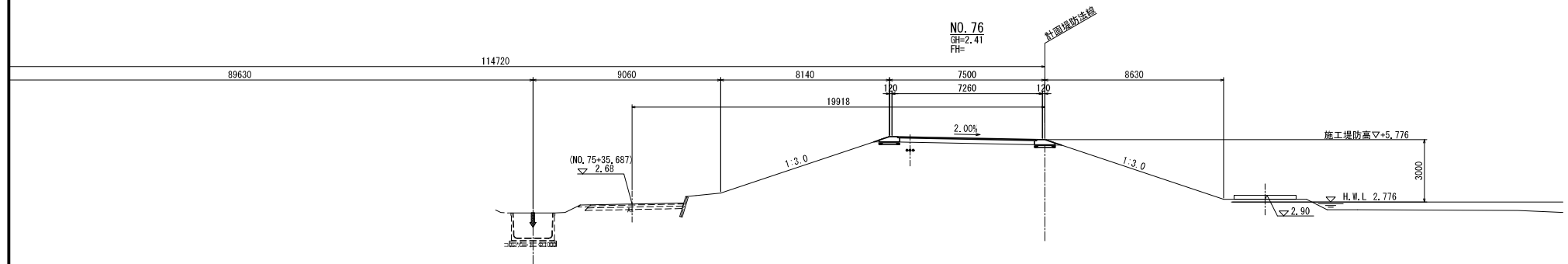
工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	横断面図(3)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	10 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横断面図(4)
(矢田部地区)

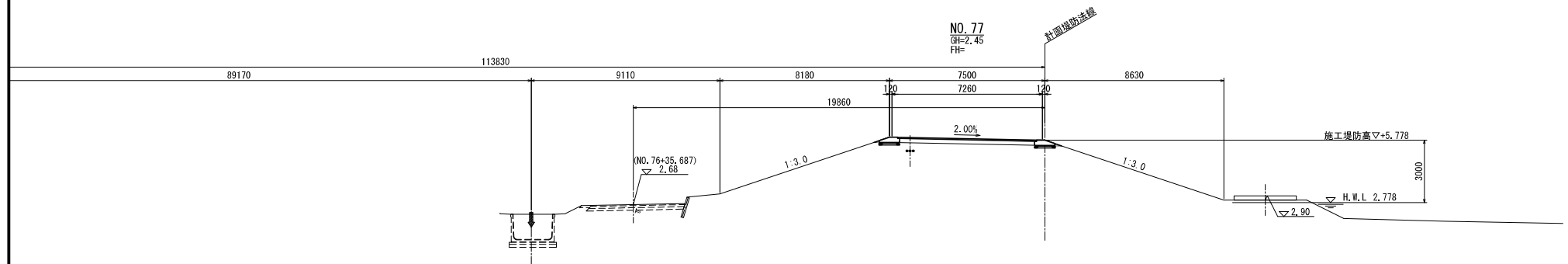
S=1:100



Y, P=-2.00



Y, P=-2.00



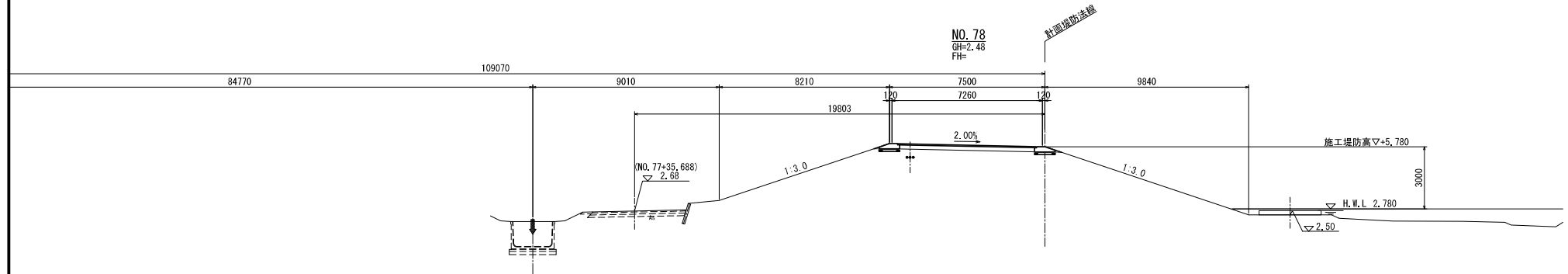
Y, P=-2.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

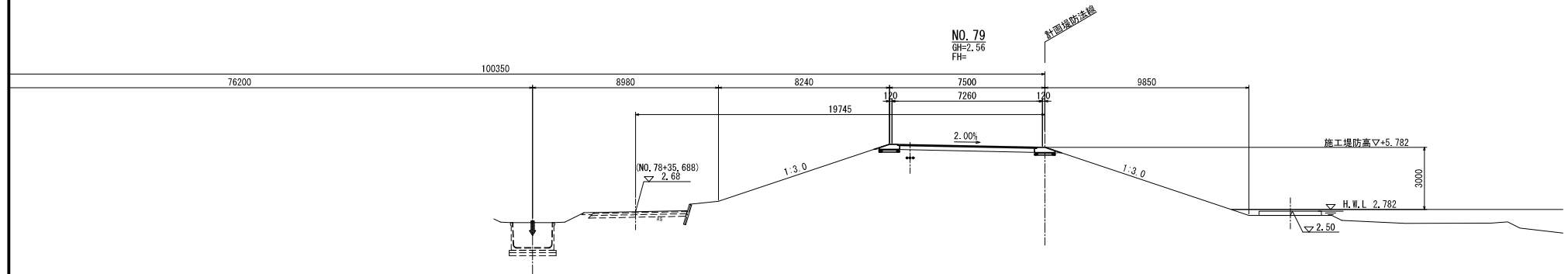
工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	横断面図(4)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	11 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横断図(5)
(矢田部地区)

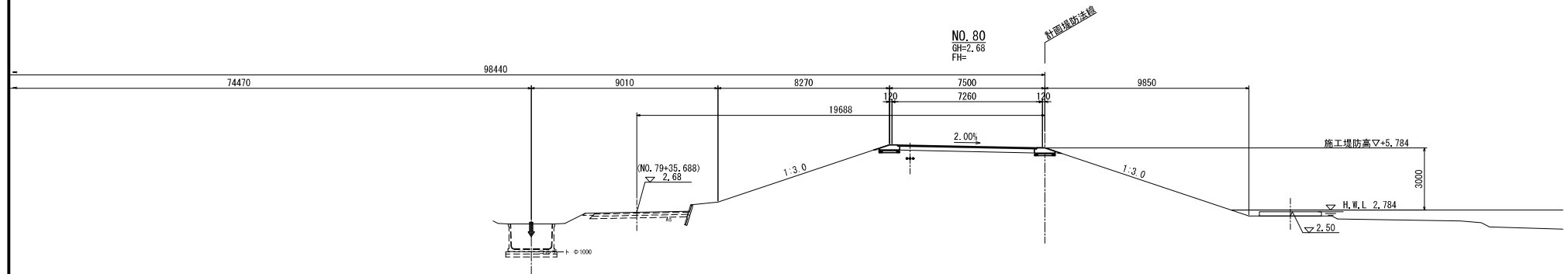
S=1:100



Y, P=2.00



Y, P=2.00



Y, P=2.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	横断図(5)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	12 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

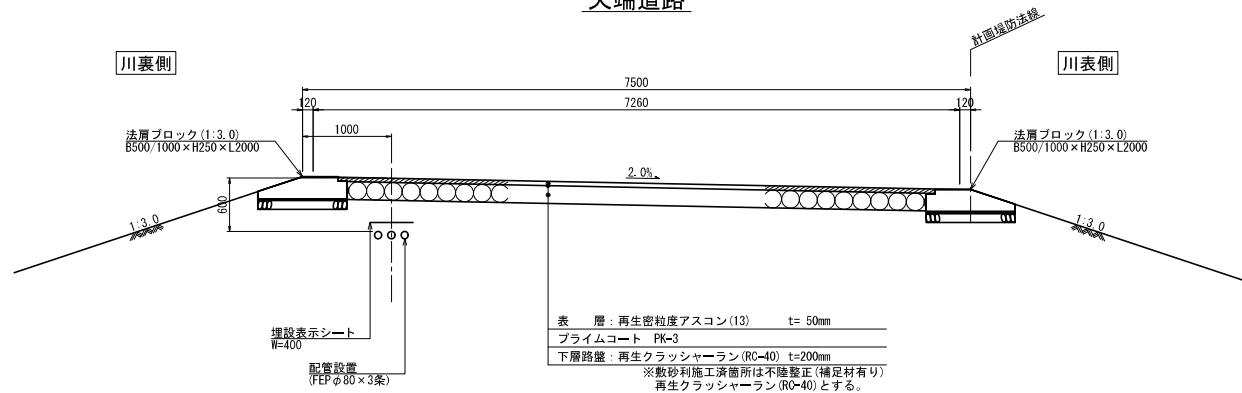
S=1 : 100



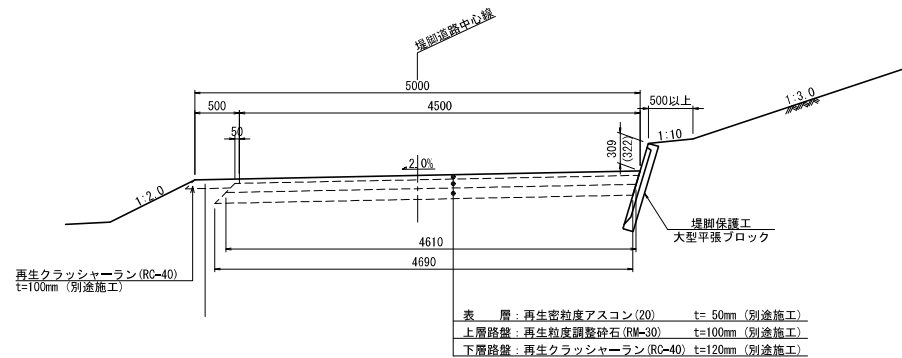
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

管理用道路標準図 S=1:30
(矢田部地区)

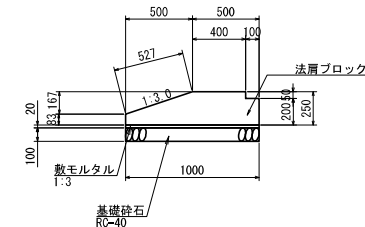
天端道路



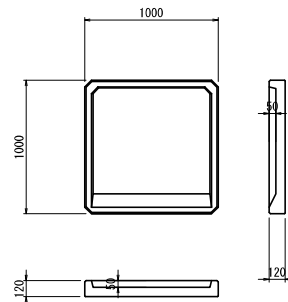
堤脚道路



法肩ブロック (1:3.0)
(B500/1000×H250×L2000)



堤脚保護工詳細図 (大型平張ブロック)

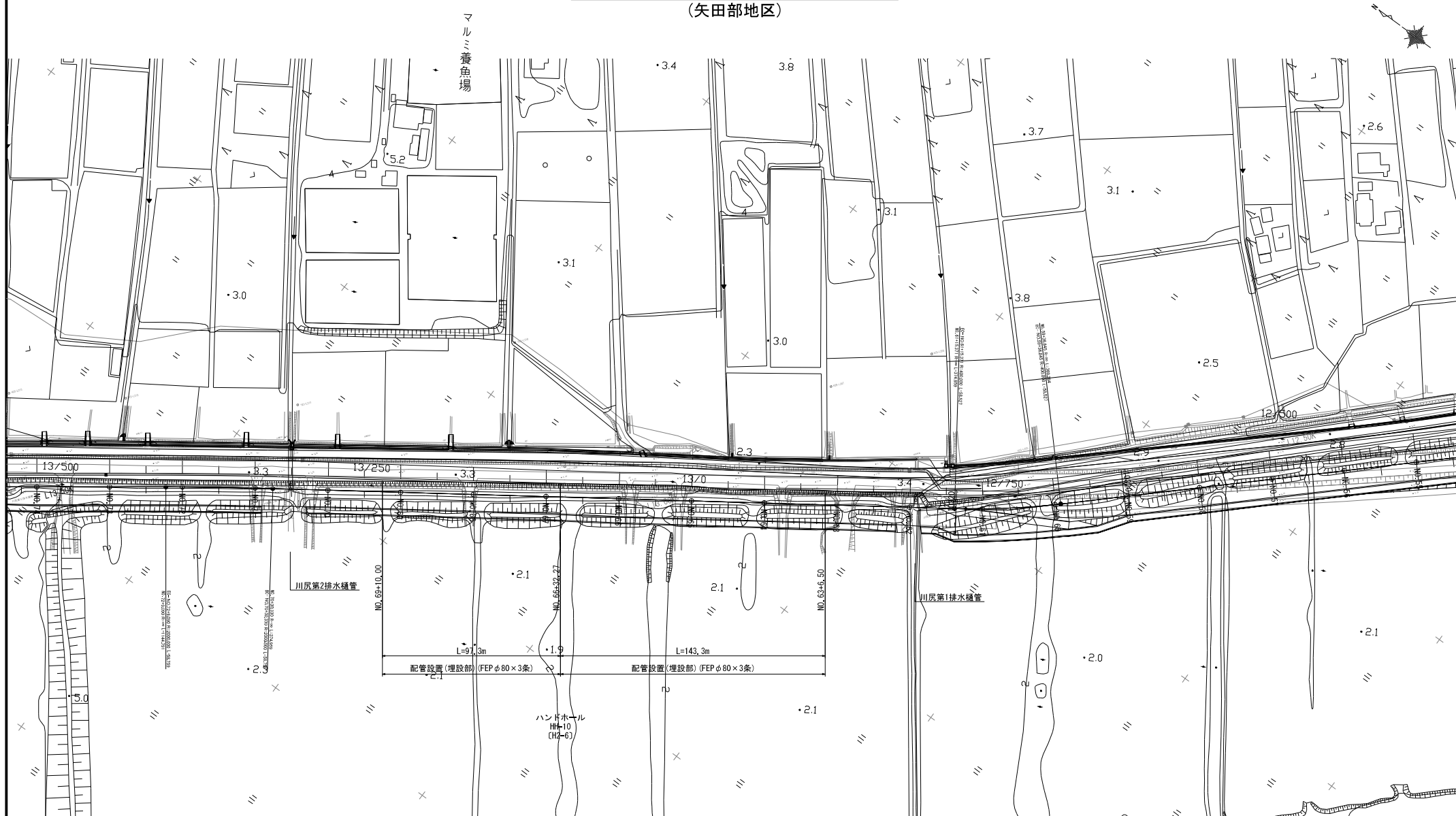


工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	管理用道路標準図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	14 / 36
設計会社名	株式会社 地図総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

(矢田部地区)

S=1 : 1000

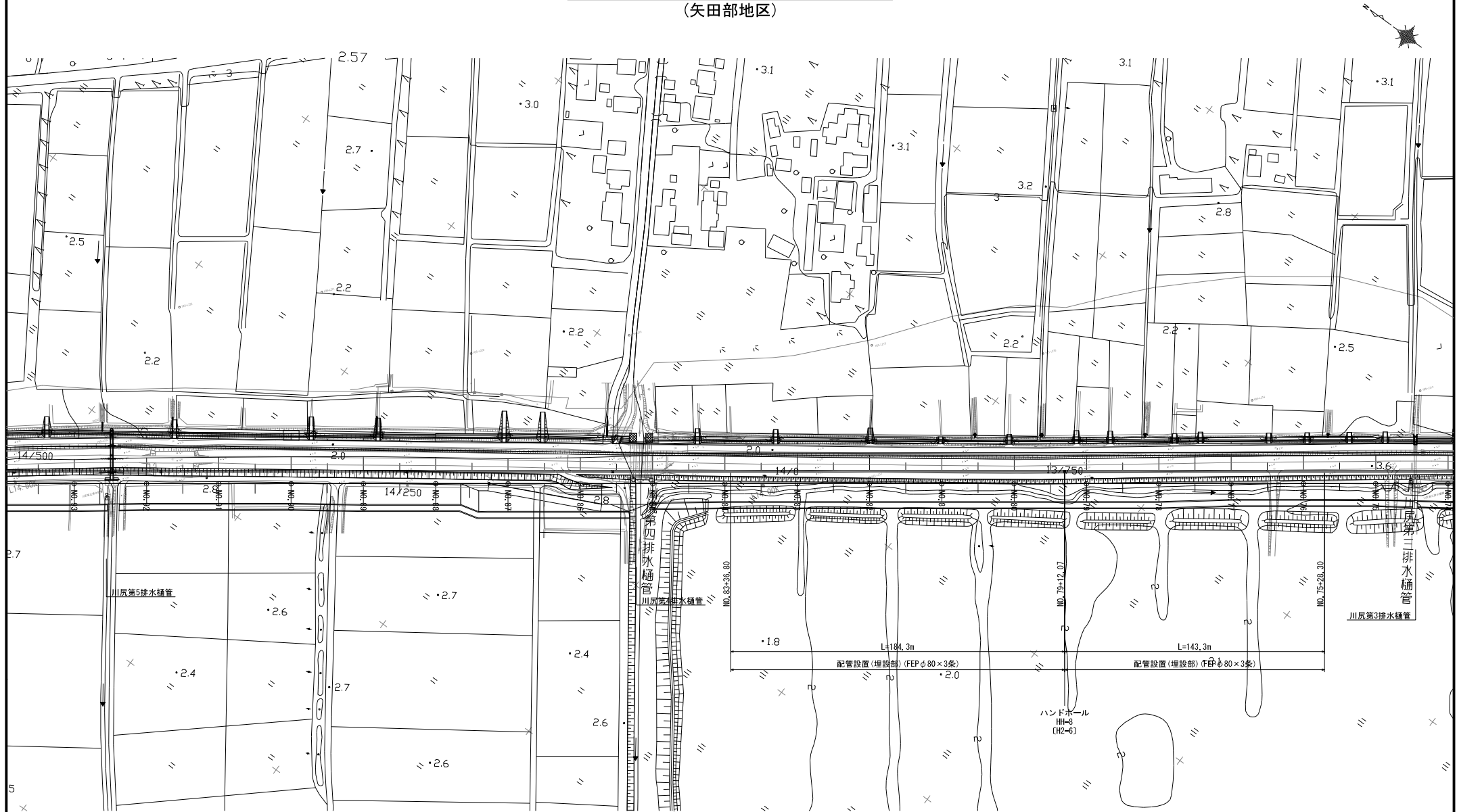


工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	光ケーブル配管工平面図(1)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	15 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

光ケーブル配管工平面図(2)
(矢田部地区)

S=1:1000



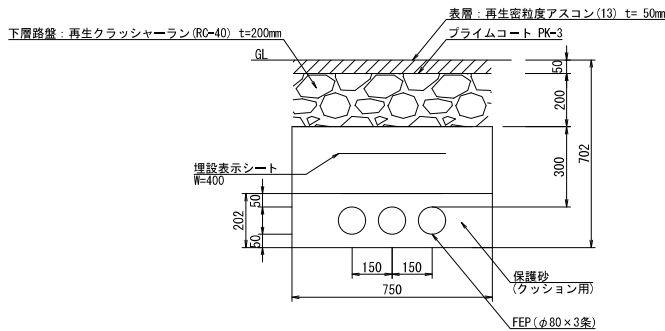
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	光ケーブル配管工平面図(2)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:1000	図面番号	16 / 36
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

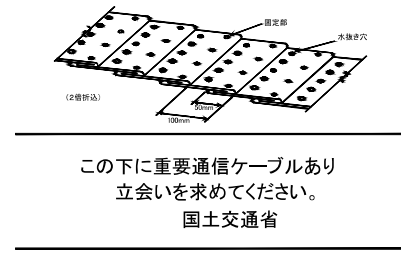
光ケーブル配管工詳細図

(矢田部地区)

配管設置詳細図 S=1:10
(舗装区間)



埋設標識シート
(参考図)



巾 : 400mm
地 色 : 赤
文字色 : 黒

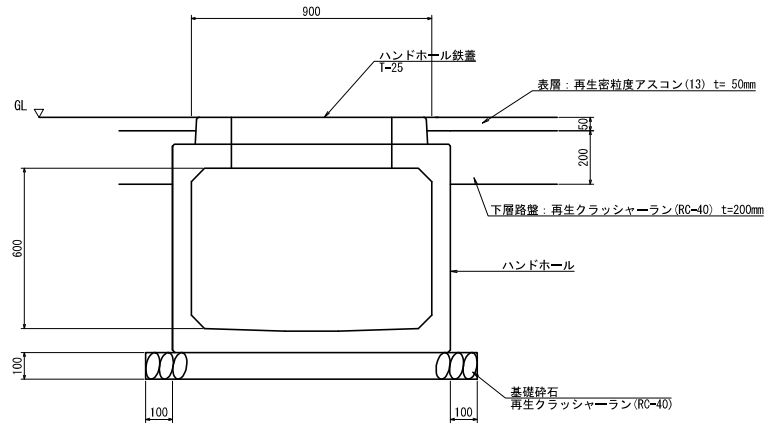
※実際とは多少異なることがあります。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

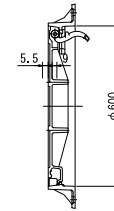
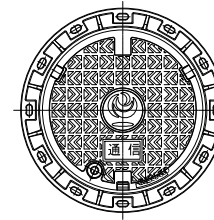
工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	光ケーブル配管工詳細図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	図示	図面番号	17 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

ハンドホール設置図 S=1:10
(矢田部地区)

ハンドホール (H2-6)



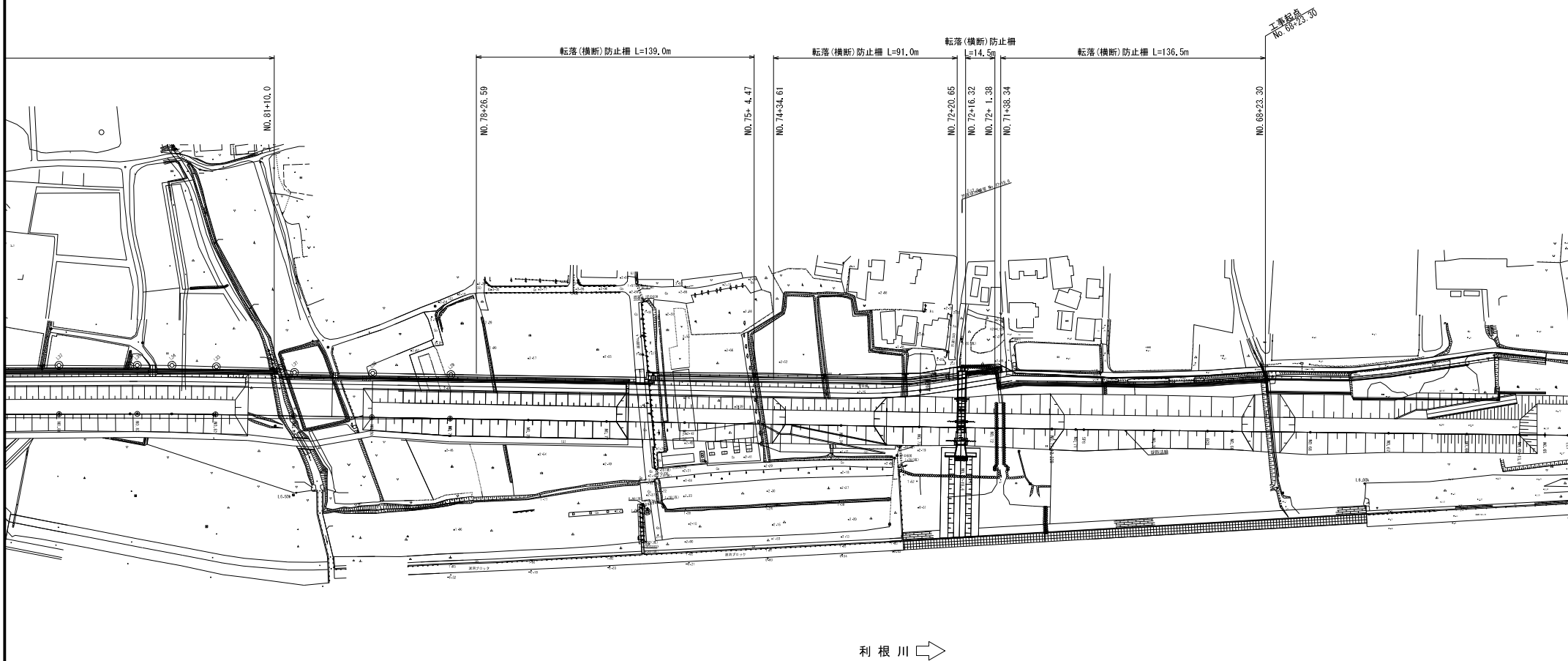
ハンドホール鉄蓋
(H2用 T-25)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	ハンドホール設置図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	18 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

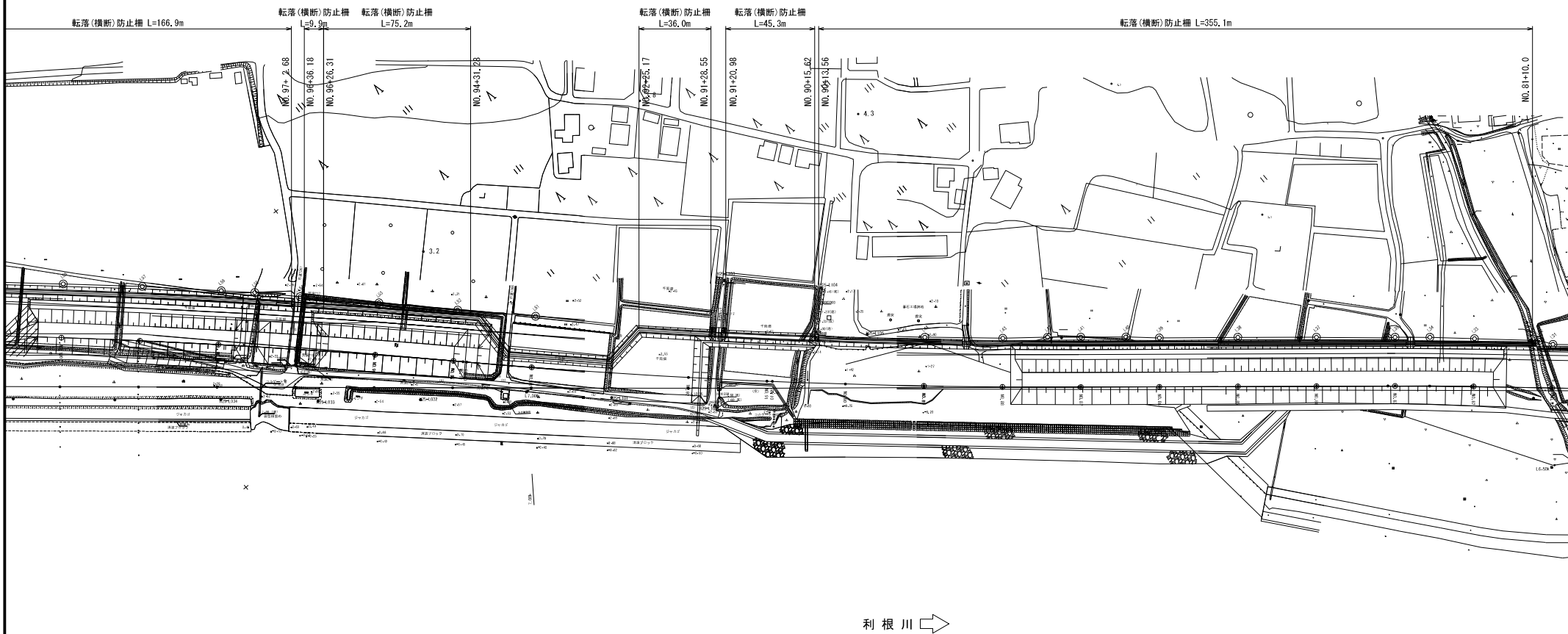
S=1 : 1000

利根川 

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	19 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

S=1 : 1000

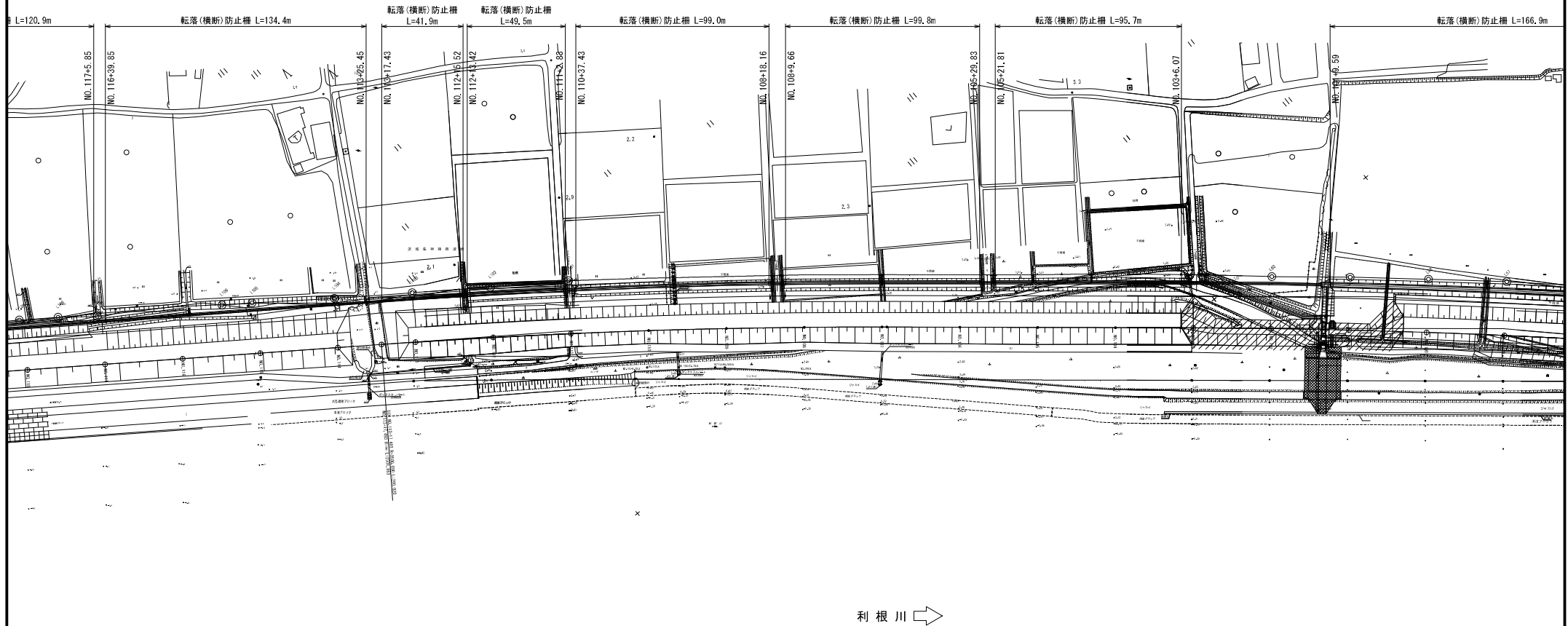


利根川 →

工事名	R7 鋭子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(2)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	20 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

平面図(3) S=1:1000
(波崎地区)

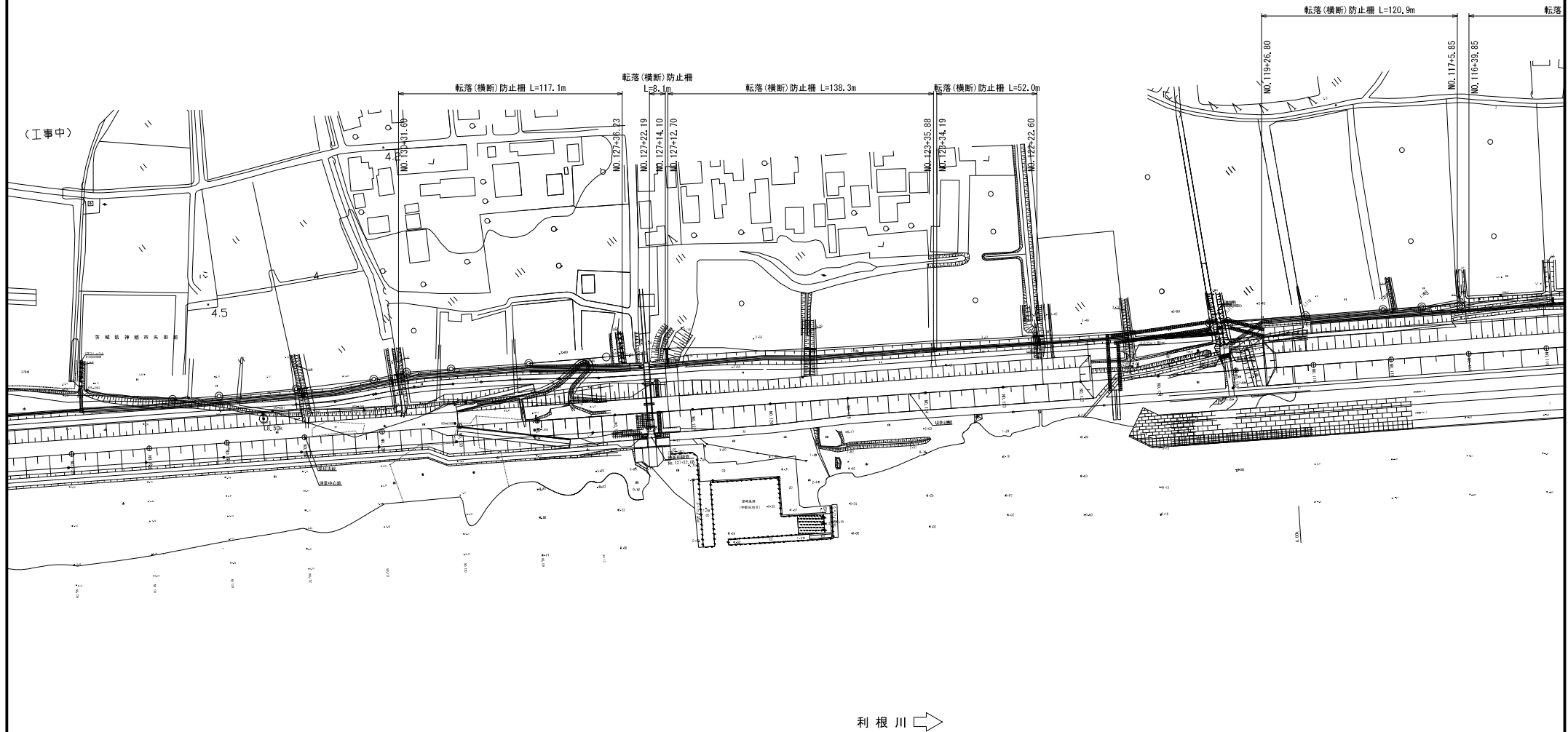


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(3)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:1000	図面番号	21 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

平面図(4)
(波崎地区)

S=1:1000



利根川

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(4)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮尺	1:1000	図面番号	22 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 1000



利根川 ➡

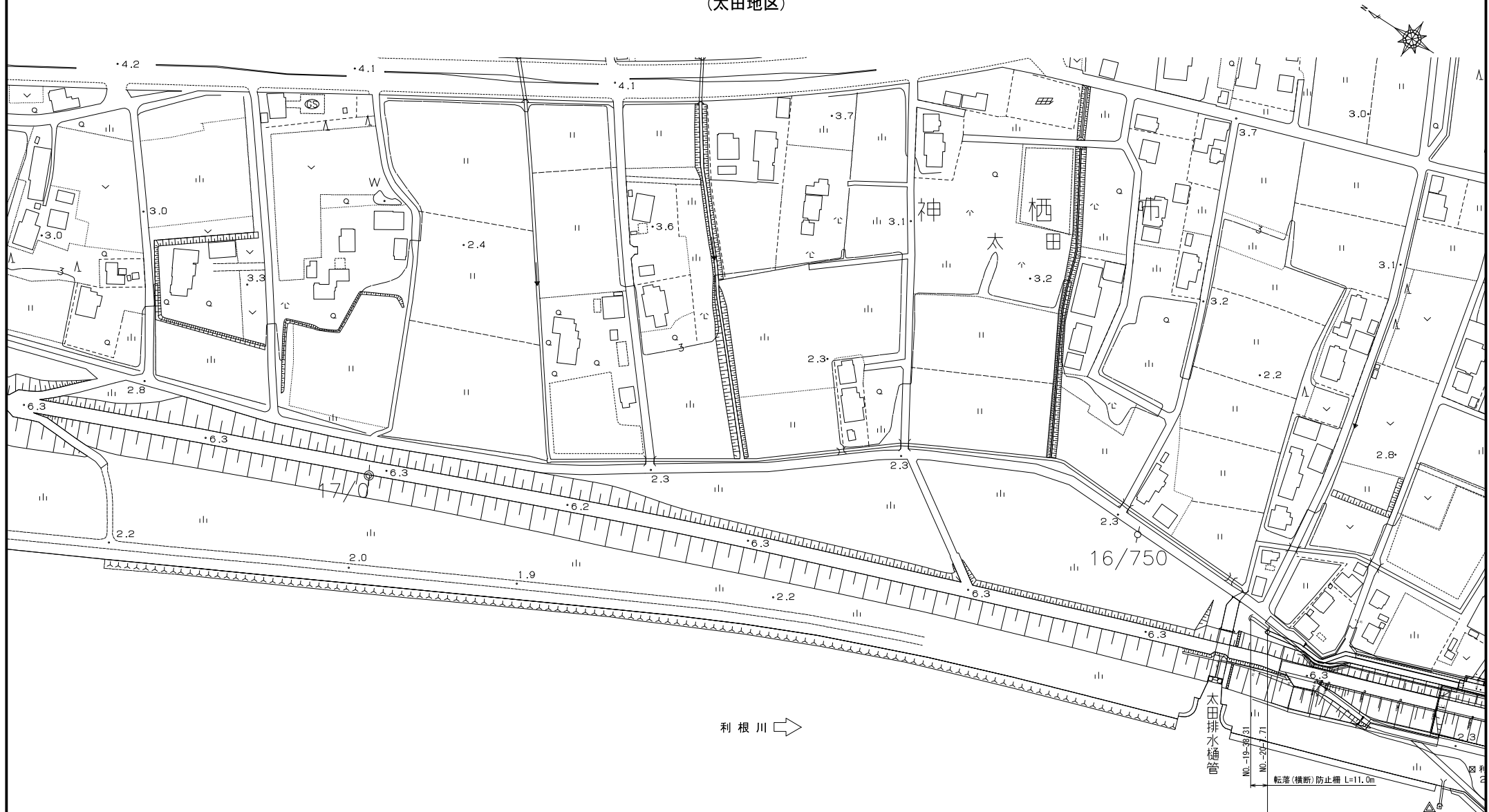
東海排水樋管
No. 159+39.03

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(5)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	23 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

平面図(1)
(太田地区)

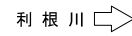
S=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鍍子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:1000	図面番号	24 / 36
設計会社名	国土交通省 利根川下流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 1000

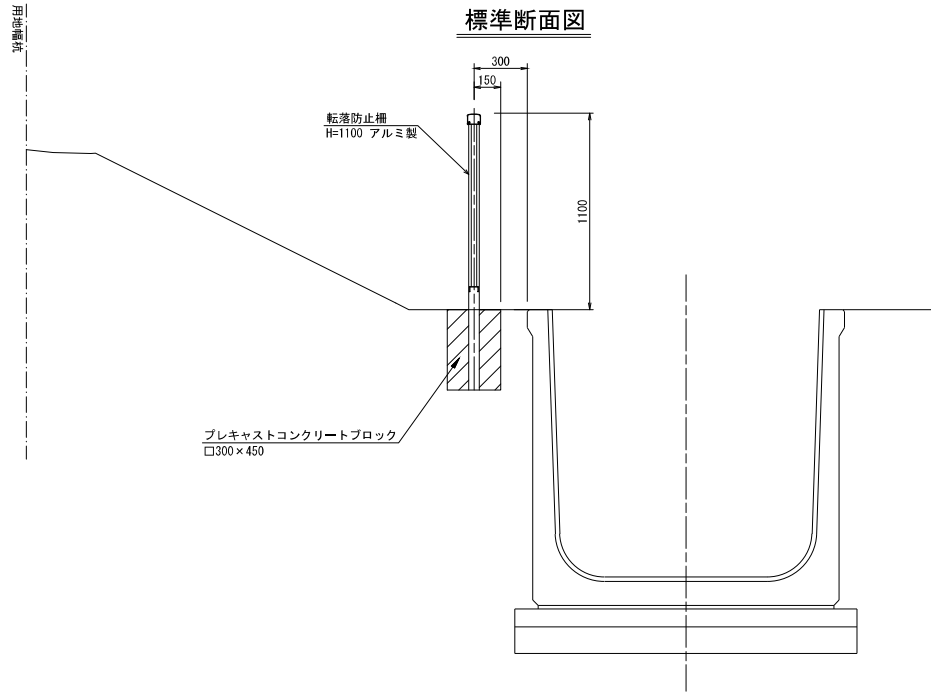


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

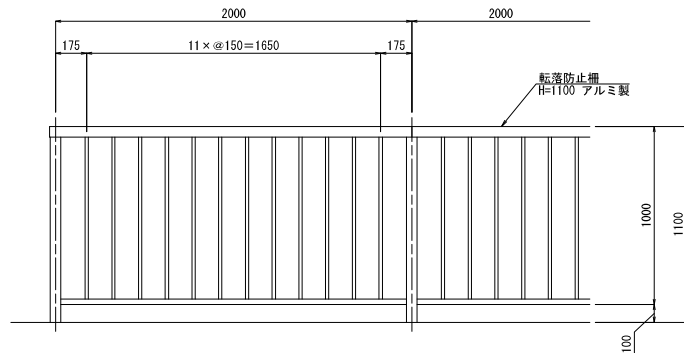
転落防止柵詳細図
(波崎地区・太田地区)

S=1:15

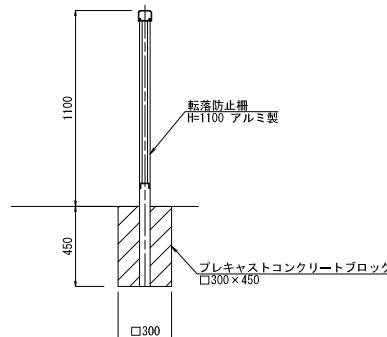
標準断面図



正面図



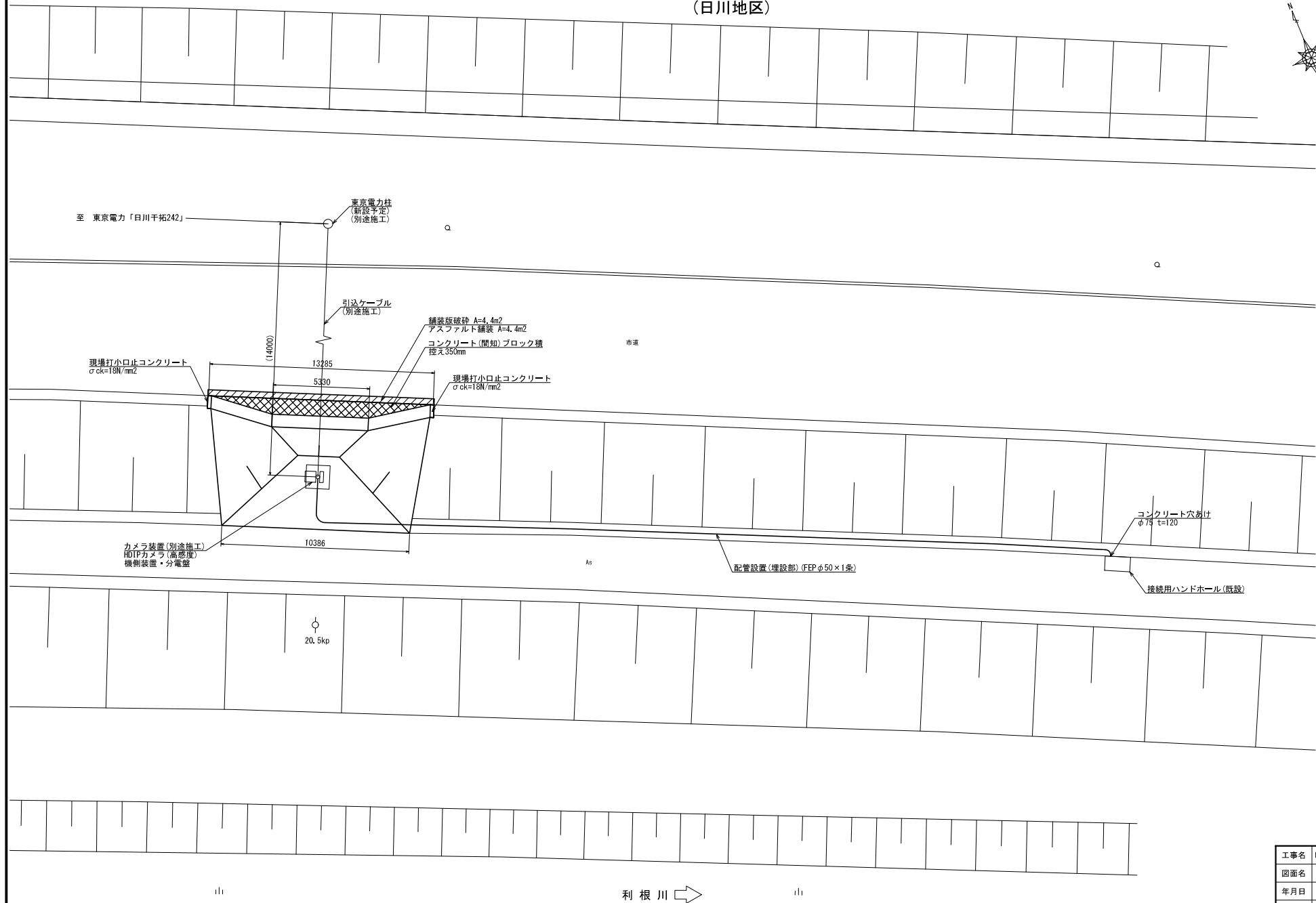
側面図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	転落防止柵詳細図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:15	図面番号	26 / 36
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1:100

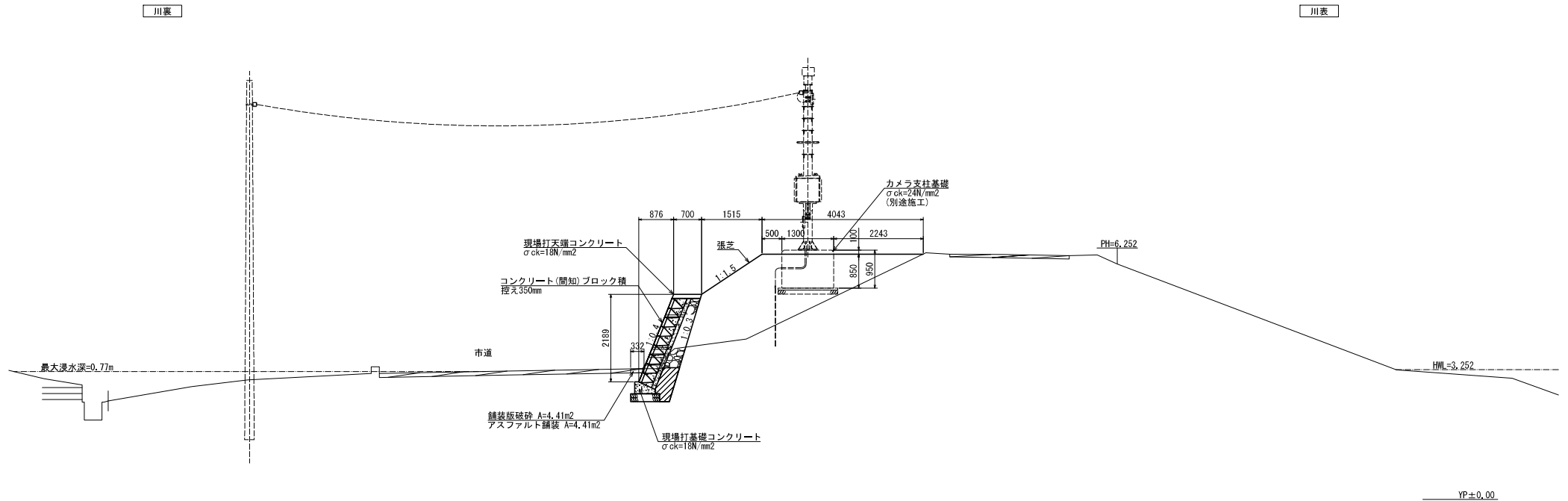


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	27 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

標準断面図
(日川地区)

S=1:50



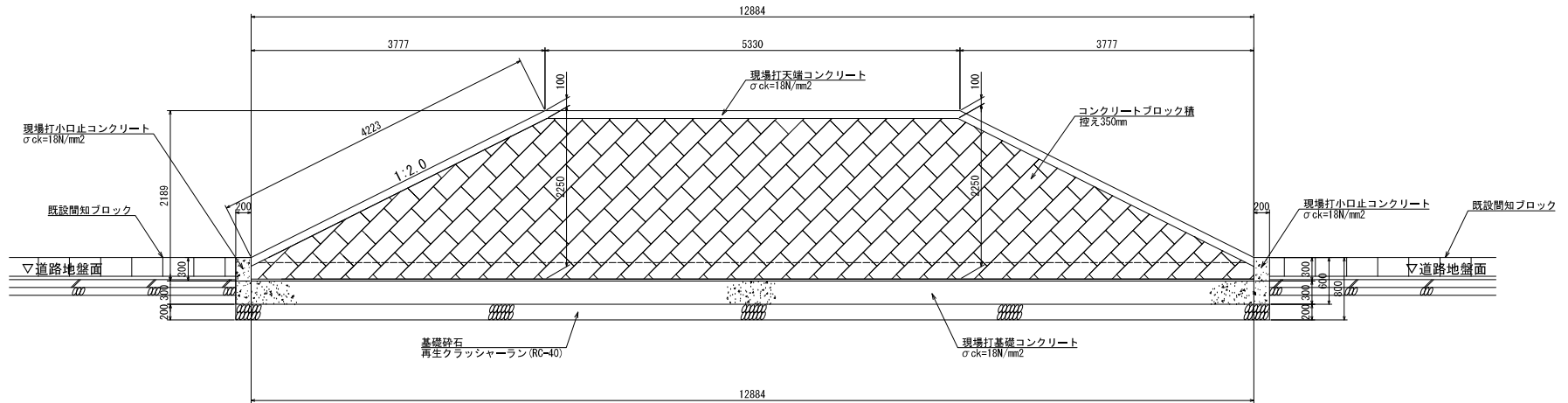
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮尺	1:50	図面番号	28 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

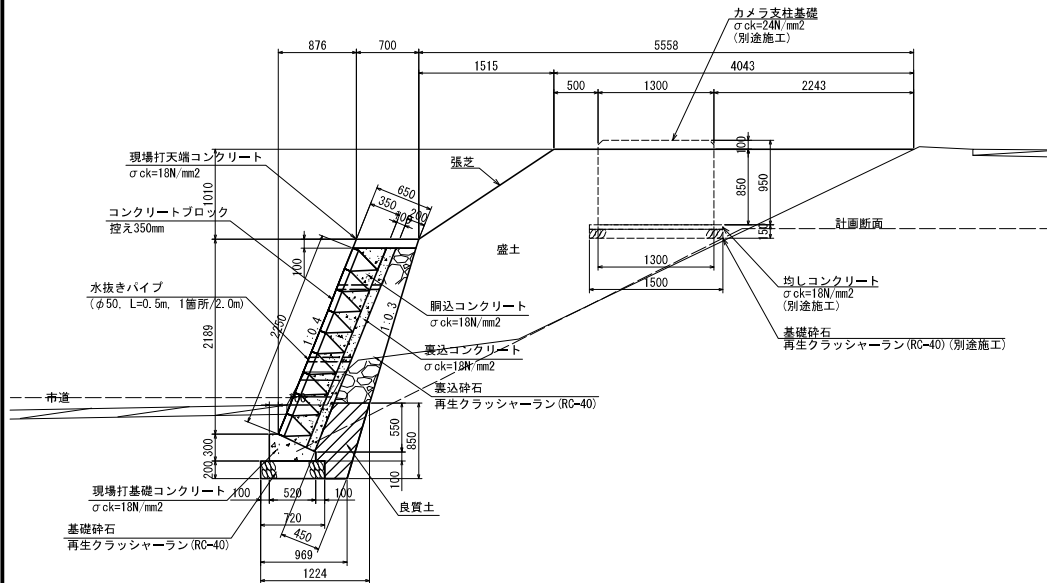
コンクリートブロック積詳細図 S=1:30

(日川地区)

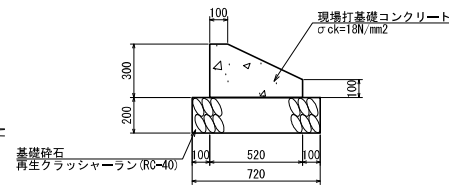
展開図



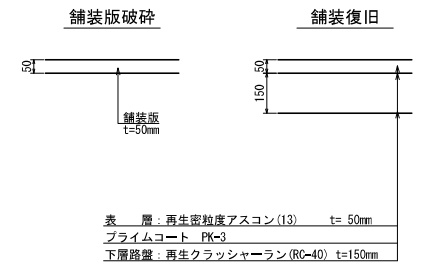
断面図



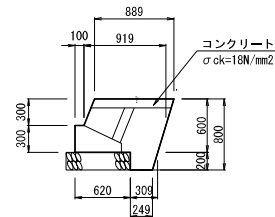
現場打基礎コンクリート S=1:20



舗装工断面図 S=1:10



現場打小口止コンクリート



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	コンクリートブロック積詳細図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	図示	図面番号	29 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 100

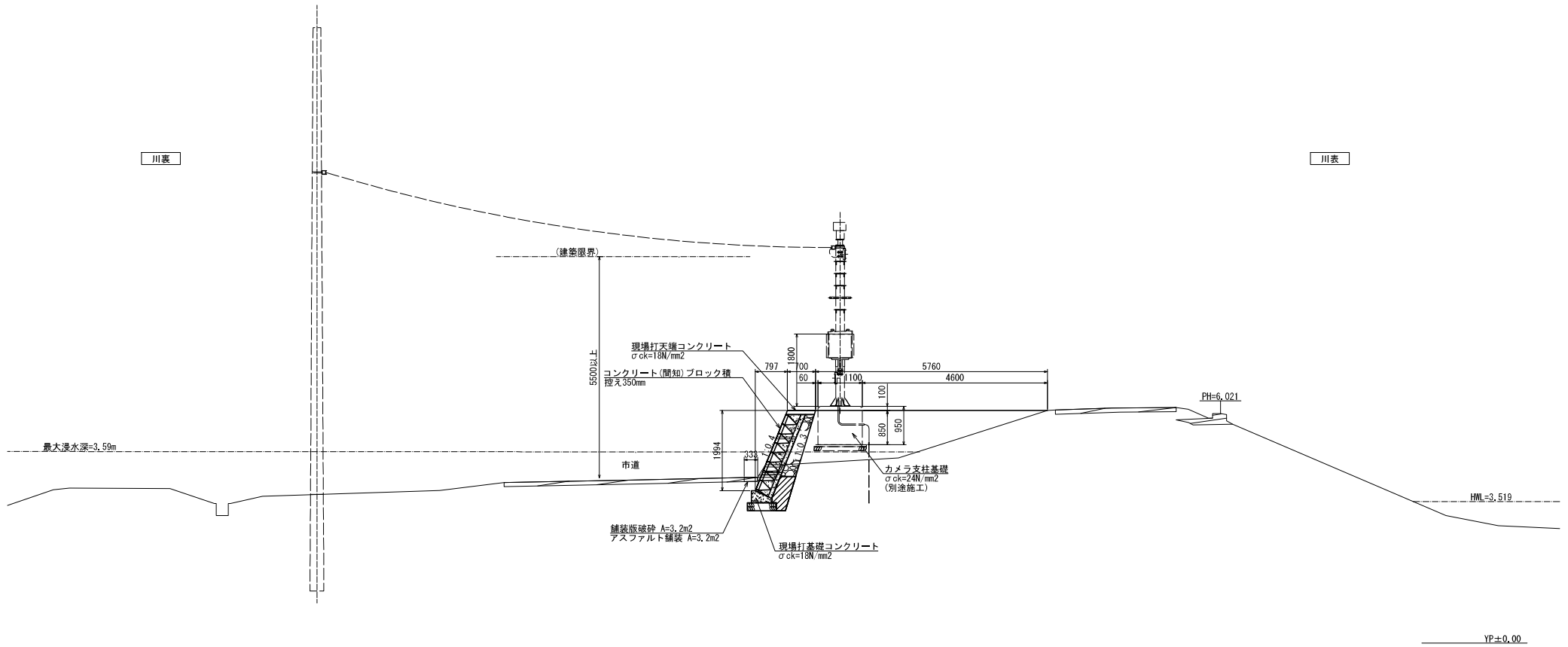


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	30 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

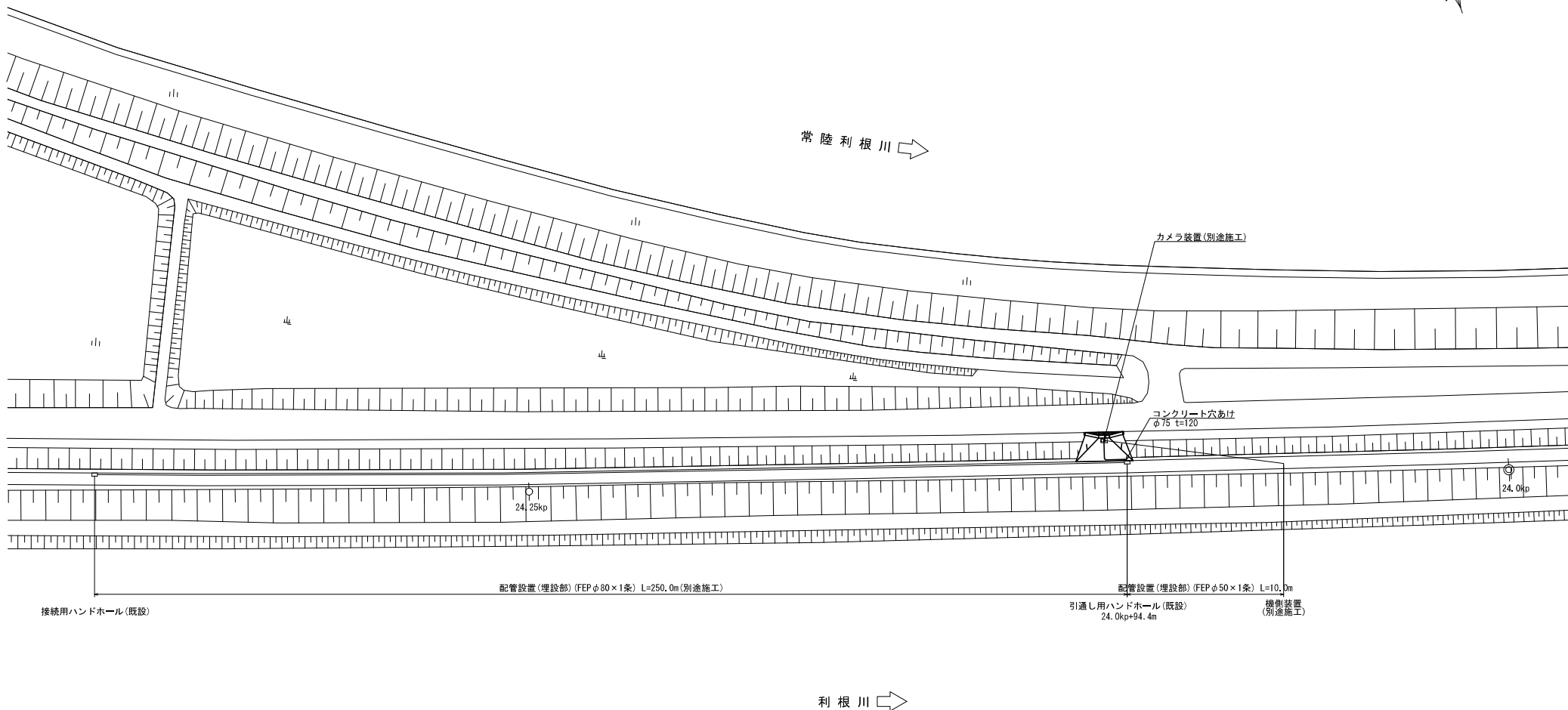
標準断面図
(石神地区)

S=1:30



工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:30	図面番号	31 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

S=1 : 500



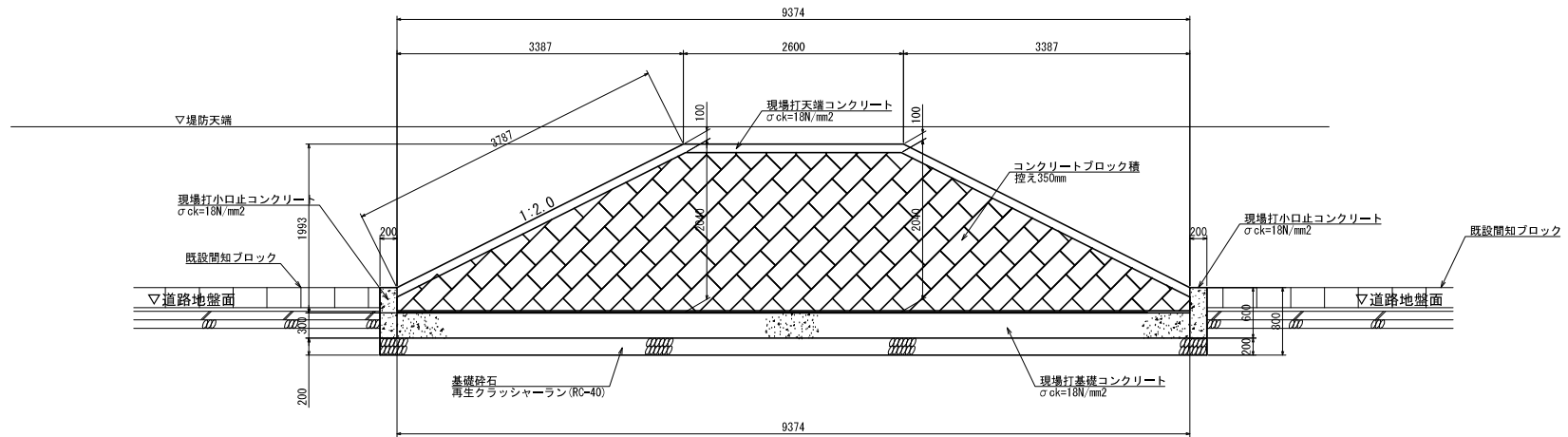
工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	地中配管平面図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	32 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

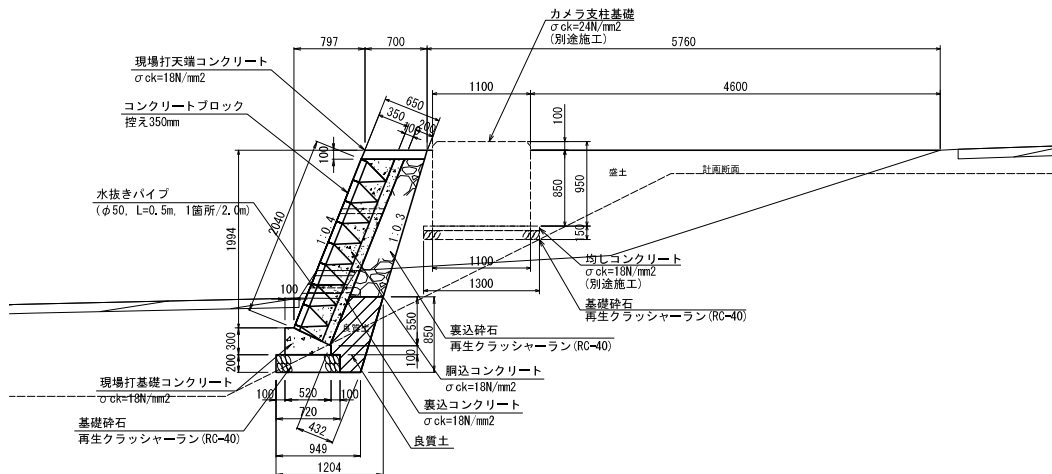
コンクリートブロック積詳細図 (石神地区)

S=1:30

展開図

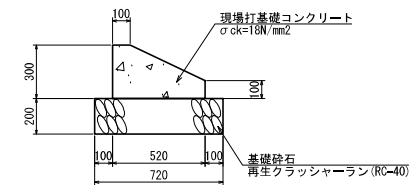


断面図



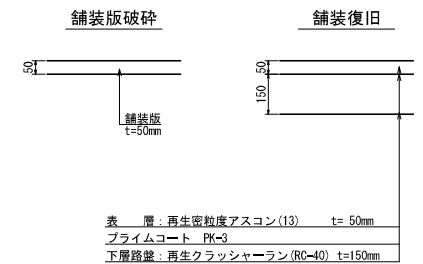
現場打基礎コンクリート

S=1:20

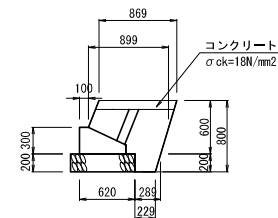


舗装工断面図

S=1:10



現場打小口止コンクリート

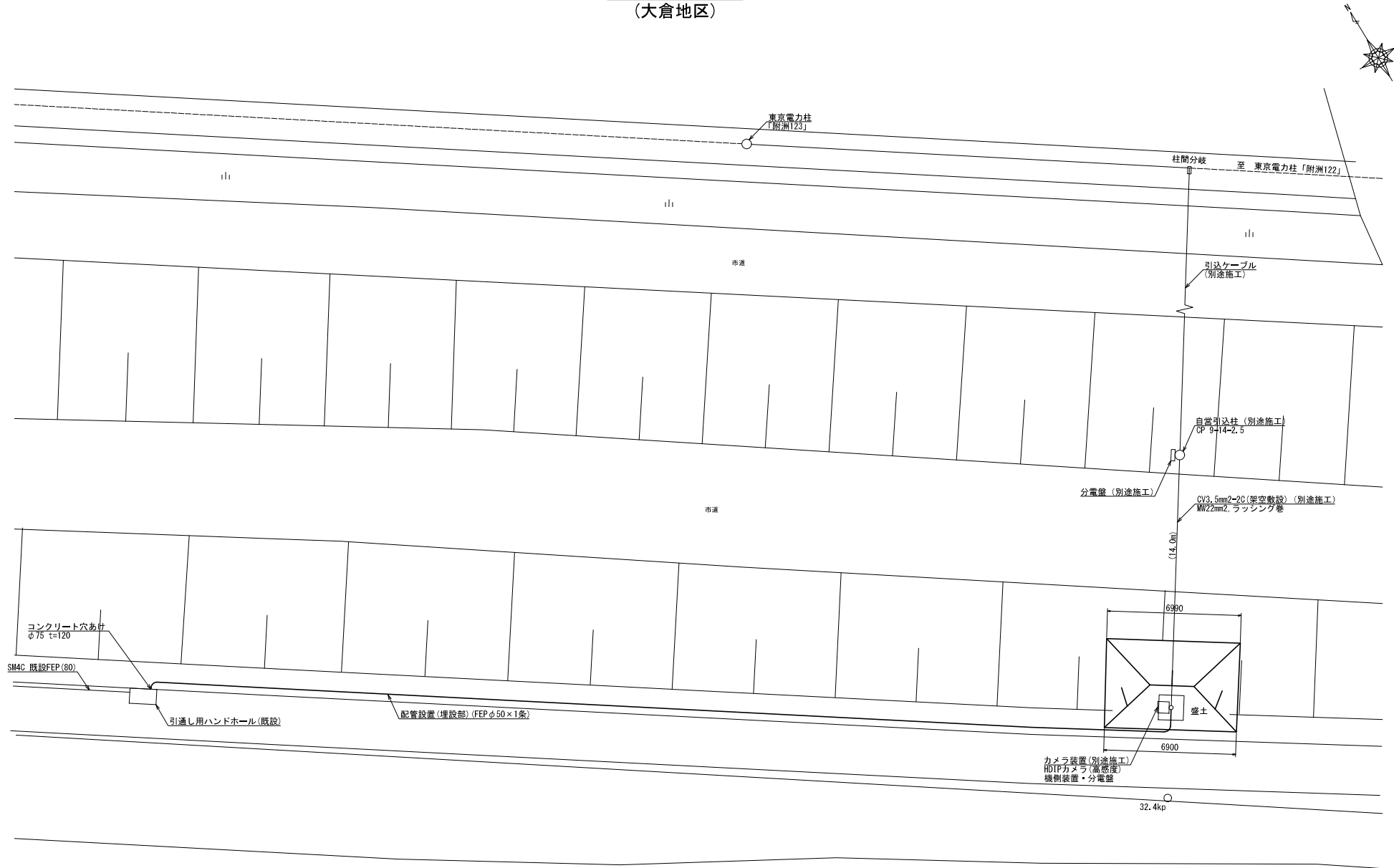


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	コンクリートブロック積詳細図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	図示	図面番号	33 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

平面図
(大倉地区)

S=1:100



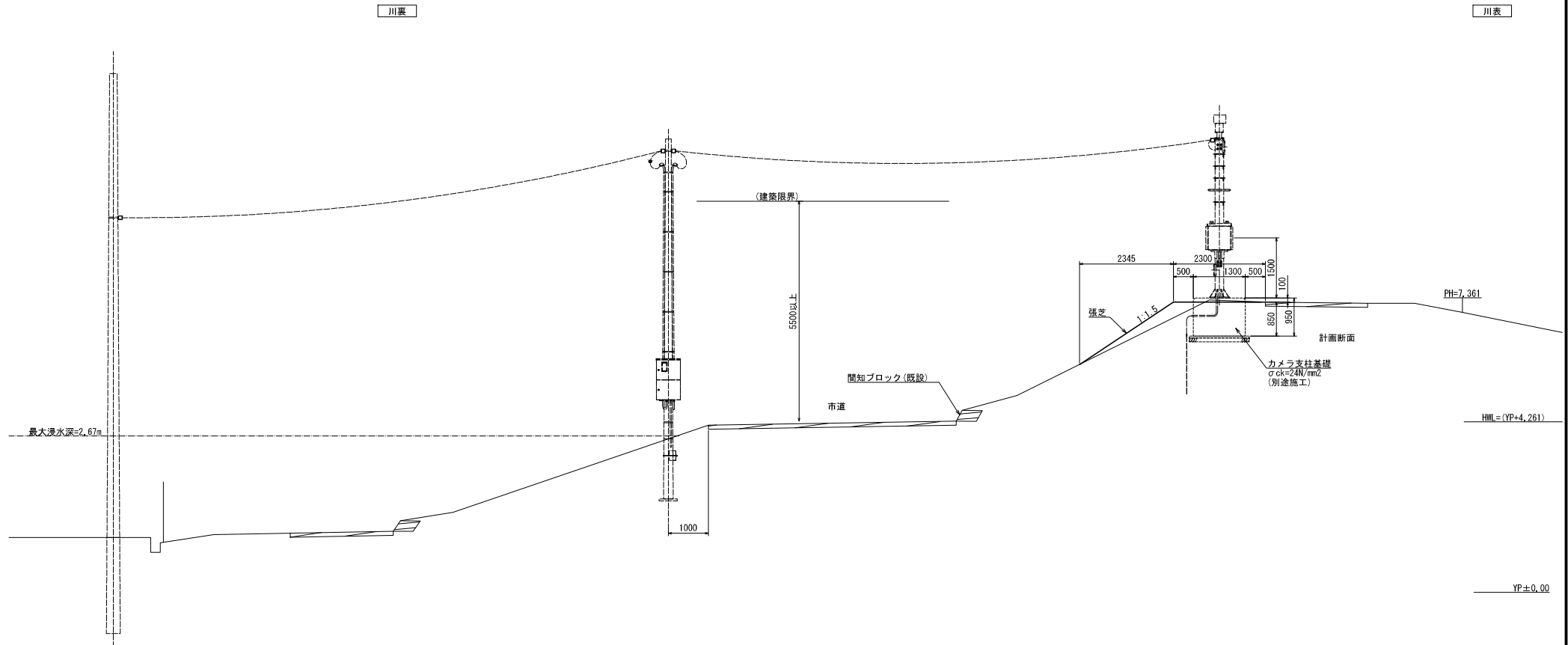
利根川 →

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	34 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

標準断面図
(大倉地区)

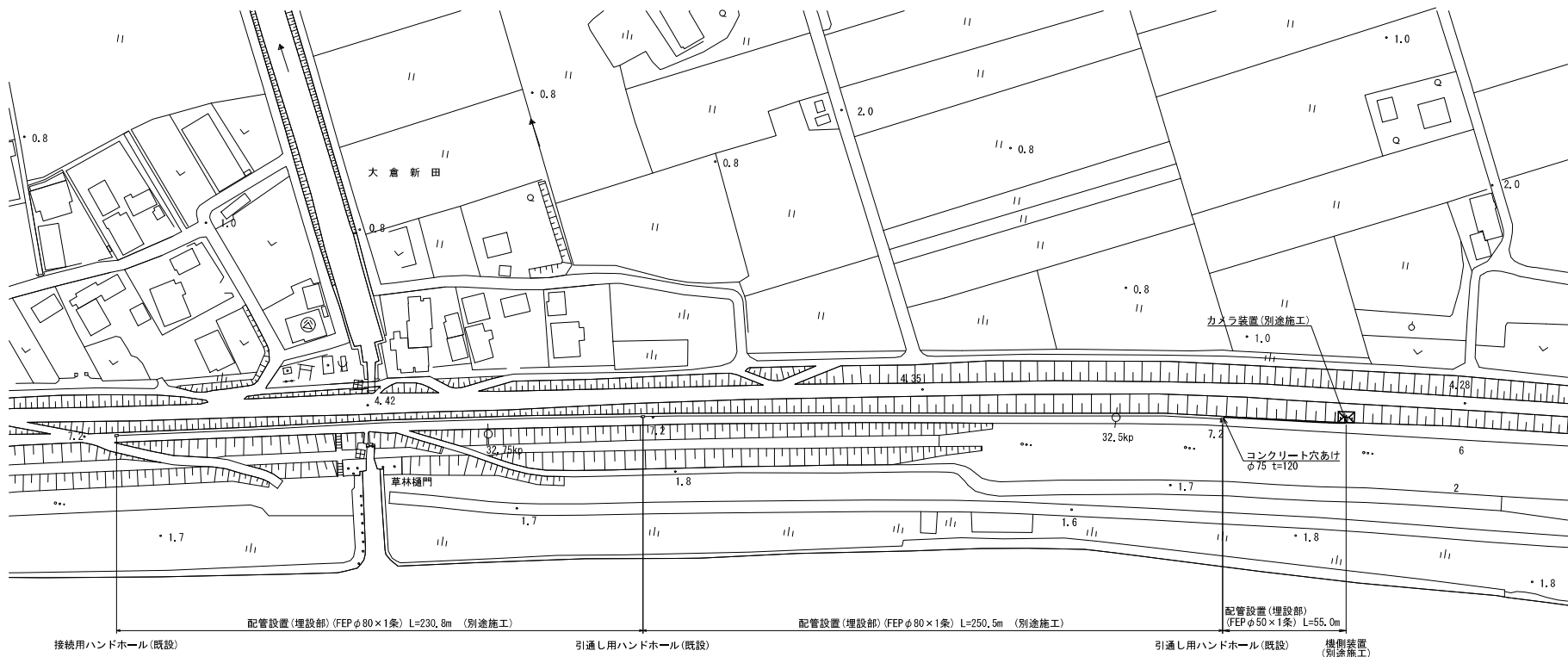
S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 鏡子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:50	図面番号	35 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

地中配管平面図 S=1:1000
(大倉地区)

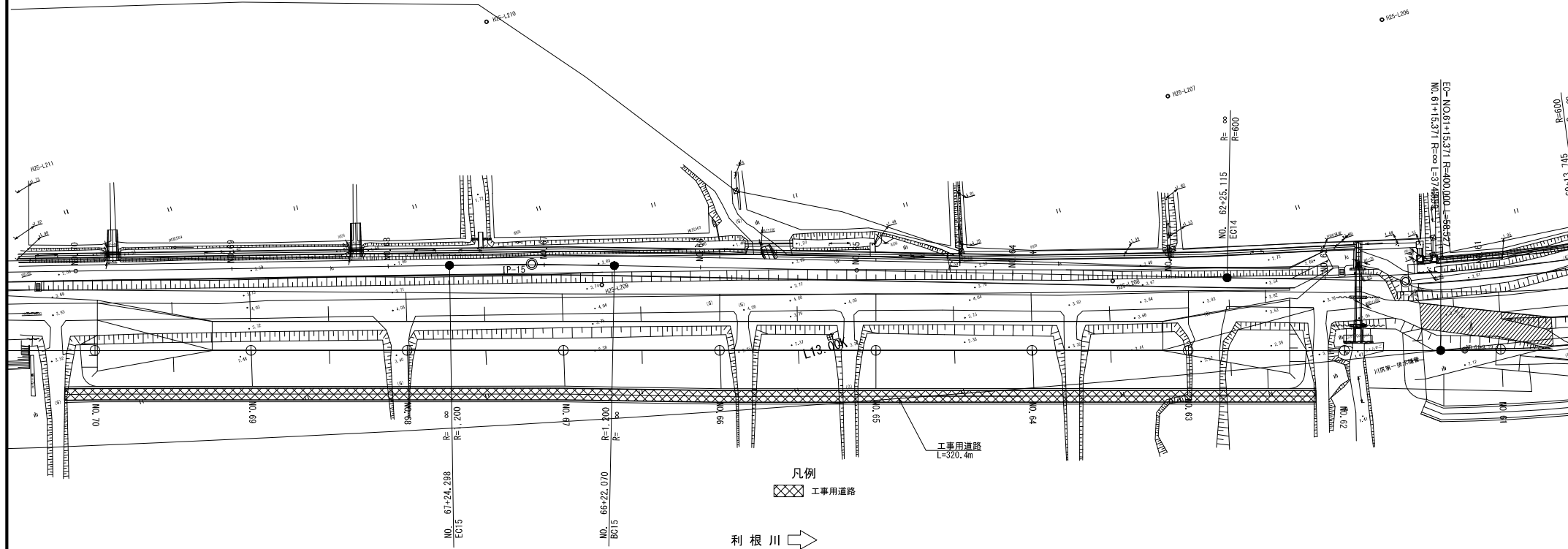


利根川 ➡

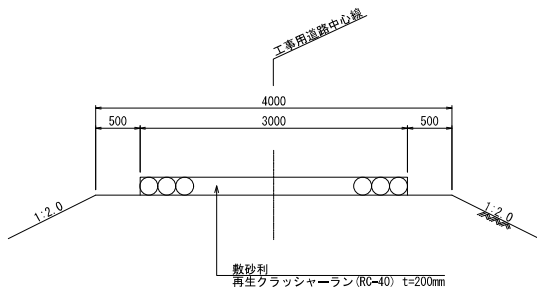
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 銚子出張所管内左岸堤防整備他工事		
図面名	地中配管平面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:1000	図面番号	36 / 36
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

工事用道路平面図 S=1:500



工事用道路標準図 S=1:30



川尻第2排水樋管
No. 70+19.81

川尻第1排水樋管
No. 61+36.53

(参考図)

工事名	R 7 鏡子出張所管内右岸堤防整備他工事		
図面名	工事用道路平面図		
年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	図示	図面番号	参 - 1
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。